

令和3年4月22日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成30年(行ウ)第67号 政務調査費返還請求事件

口頭弁論終結日 令和3年1月28日

判 決

5 当事者の表示 別紙1の当事者目録記載のとおり

主 文

1 被告は、補助参加人公明党県議団に対し、35万5558円及びこれに対するその請求の日の翌日から支払済みに至るまで年3分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

10 2 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

3 訴訟費用（補助参加によって生じた費用を除く。）は、これを5分し、その4を原告らの負担、その余を被告の負担とし、補助参加人自民党県議団の補助参加により生じた費用は、原告らの負担とし、補助参加人公明党県議団の補助参加により生じた費用は、これを6分し、その5を原告らの負担、その余を補助参加人公明党県議団の負担とし、補助参加人上田の補助参加により生じた費用は、原告らの負担とし、補助参加人内藤の補助参加により生じた費用は、原告らの負担とし、補助参加人芦田の補助参加により生じた費用は、これを2分し、その1を原告らの負担、その余を補助参加人芦田の負担とし、補助参加人島山の補助参加により生じた費用は、これを5分し、その2を原告らの負担、その余を補助参加人島山の負担とし、補助参加人谷井の補助参加により生じた費用は、原告らの負担とし、補助参加人松田の補助参加により生じた費用は、原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

25 1 被告は、補助参加人自民党県議団に対し、20万6438円及びこれに対するその請求の日の翌日から支払済みに至るまで年3分の割合による金員を支払

うよう請求せよ。

2 被告は、補助参加人公明党県議団に対し、189万9059円及びこれに対するその請求の日の翌日から支払済みに至るまで年3分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

5 第2 事案の概要等

1 本件は、兵庫県（以下単に「県」という。）の住民である原告らが、県議会（以下単に「議会」ということもある。）の会派である補助参加人自民党県議団又は補助参加人公明党県議団（以下、補助参加人自民党県議団と併せて「補助参加人各会派」という。）に所属する県議会議員6名は、県から補助参加人各会派を通じて交付を受けた平成29年度の政務活動費の一部を、政務活動に該当しない選挙活動等に係る記事も混在した広報紙の作成・配布に係る経費に違法に充てたものであるから、その経費のうち政務活動に該当しない部分の割合に応じて按分した額について県は補助参加人各会派に対する不当利得返還請求権を有するにもかかわらず、執行機関である県知事から権限の委任を受けた職員である被告が補助参加人各会派に対する不当利得返還請求権の行使を怠っていると主張して、被告に対し、地方自治法（以下「法」という。）242条の2第1項4号に基づき、補助参加人自民党県議団に対しては20万6438円及びこれに対する返還請求の日の翌日から支払済みまで民事法定利率年3分の割合による遅延損害金の支払を、補助参加人公明党県議団に対しては、189万9059円及びこれに対する前記同様の遅延損害金の支払をそれぞれ請求することを求める住民訴訟である。

2 関係法令等の定め

関係法令等の定めは、別紙2-1の関係法令等の定めのとおりである（なお、同別紙中で定義した略称等は、以下の本文においても同様に用いるものとする。）。

3 県議会における政務活動費の支出に関する処理基準について

- (1) 県議会議長は、会派及び議員が政務活動費に係る請求、執行、収支報告書の提出などの手続を行う際のマニュアルとして、「政務活動費の手引」を作成し、具体的な使途基準を示している。県議会議長は、関係法令の改正に加え、県議会における会派及び議員の活動の実態等をも踏まえ、逐次、手引を改正してきた。平成29年度時点の「政務活動費の手引」（以下「本件手引」という。丙2）の記載内容は別紙2-2の本件手引等の定めの「第1 本件手引（抜粋）」のとおりである。
- (2) 県議会議長は、本件手引に加え、平成29年11月29日付けて「政務活動費により県政報告紙を発行する場合の留意事項について」と題する通知（以下「本件通知」という。丙5）を発出した。本件通知の記載内容は別紙2-2の本件手引等の定めの「第2 本件通知（抜粋）」のとおりである。

4 前提事実（当事者間に争いのない事実並びに後掲の各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

- (1)ア 原告らは、いずれも県の住民である。
- イ 被告は、県議会事務局長であり、県知事より、議会事務局が所掌する事務に係る債権の管理について権限の委任を受けている（法153条、財務規則2条3号、4条1項6号参照）。
- ウ 補助参加人各会派は、いずれも権利能力なき社団であり、県議会における会派である。
- エ 補助参加人内藤、同上田、同芦田、同島山、同谷井及び同松田（以下「補助参加人各議員」という。）は、いずれも平成29年度において、県議会議員であった者であり、補助参加人内藤及び同上田（以下「補助参加人内藤ら」という。）は補助参加人自民党県議団に所属し、補助参加人芦田、同島山、同谷井及び同松田（以下「補助参加人芦田ら」という。）は、補助参加人公明党県議団に所属していた。
- (2) 県は、補助参加人各会派に対し、本件条例に従って平成29年度の政務活

動費を交付し、補助参加人各会派は、それぞれ所属議員である補助参加人各議員に対し、当該議員使用分の政務活動費を交付した。

(3)ア 別紙3の一覧表（以下、「一覧表」という。）の「議員」欄記載の補助参加人各議員は、それぞれ同表の「掲載広報紙」欄記載の広報紙（以下「本件各広報紙」といい、個別の広報紙を指すときは、同欄括弧内記載のとおり「本件広報紙①」などという。）を作成・配布し、「支出額（概算）」欄記載の経費（以下「本件各経費」という。）を支払った。補助参加人各議員は、本件各経費のうち同表「各補助参加人 政務活動費支出額」欄記載の額（以下「本件各支出額」という。）に、所属する補助参加人各会派から交付を受けた平成29年度の政務活動費を広報広聴費として充てた。

イ 本件各広報紙には、一覧表の「原告らが問題とする部分」欄の「記載内容」欄記載の文章、表題、写真等（以下「本件各記載」といい、個別の記載を指すときは各「記載内容」欄に対応する「番号」欄の①ないし②⑧の番号と組み合わせて「本件記載①」などという。）が掲載又は記載されている。本件各広報紙の紙面の総面積は、それぞれ一覧表の「紙面の総面積」欄のとおりであり、本件各記載の大きさ（長さ、幅、面積）及びその掲載広報紙の紙面の総面積に占める割合（小数点以下第3位を四捨五入）は、それぞれ一覧表の「原告らが問題とする部分」欄の「長さ(cm)」欄、「幅(cm)」欄、「面積(cm<sup>2</sup>)」欄及び「紙面に占める割合」欄のとおりである。

(4) 補助参加人各会派は、県議会議長に対し、平成29年度に交付を受けた政務活動費のうち、本件各支出額を広報広聴費として支出した旨等を記載した収支報告書をそれぞれ提出した。（弁論の全趣旨）

(5)ア 原告らは、平成30年10月4日、県監査委員に対し、前記(3)のとおり平成29年度の政務活動費が補助参加人各議員の本件各広報紙に係る支出

(本件各経費)に充てられたこと(以下「本件各支出」という。)に関し、  
本件各広報紙に補助参加人各議員の宣伝であつて県政報告とはいえない部分(本件各記載)があるなどと主張し、本件各支出のうち本件各記載に対応する支出は違法・不正な支出であるとして、総額211万7516円を、  
違法・不当な支出を行つた会派・議員から会派を通して県に返還させる措置を求める旨の住民監査請求(以下「本件監査請求」という。)をした  
(甲9)。

イ 県監査委員は、平成30年12月3日付で、原告らに対し、本件監査請求は理由がないとする監査の結果を通知した(甲10)。

10 (6) 原告らは、平成30年12月26日、県知事を被告として、補助参加人各議員に対して総額211万7516円の不当利得の返還を請求するよう求める旨の本件訴えを提起した。

15 (7) 当裁判所は、令和元年5月21日、原告らの申立てにより、行政事件訴訟法43条3項、同法40条2項、同法15条に基づき、本件の被告を兵庫県知事から兵庫県議会事務局長に変更することを許可した。

(8) 原告らは、令和元年5月31日付け訴状変更申立書により、法242条の2第1項4号に基づき被告に対し不当利得返還の請求をすることを求める相手方を、補助参加人各議員から補助参加人各会派に変更した。

## 5 争点及び争点に関する当事者の主張

20 本件の争点は、補助参加人各議員による本件各支出により、補助参加人各会派が法律上の原因なく、県の損失により利得したといえるかどうか、具体的には、本件各記載を本件各広報紙に掲載して配布することが、本件条例2条1項所定の政務活動に該当せず、補助参加人各議員において、これに係る経費に政務活動費を充てたことが違法であるか否かである。この点に関する当事者及び各補助参加人の主張は以下のとおりである(なお、本件各支出のうちに政務活動に該当しないものに政務活動費が充てられている部分がある場合、当該部分

に相当する額について補助参加人各会派が県に対し返還義務を負うことになることについては、当事者に争いがない。）。

(1) 原告の主張

ア 判断枠組み

5 政務活動費としての支出が許される範囲の判断に当たっては、最高裁平成22年（行ヒ）第42号同25年1月25日第二小法廷判決（裁判集民事第243号11頁）が示した目的・性質における調査研究活動との合理的関連性の有無の基準に従って判断すべきである。

10 政務活動（本件条例2条1項）に当たる広報紙については、その作成に要する経費（印刷代金、作成費等）の全額につき政務活動費を充てることができるが、議員個人の情報を広報紙に掲載することは、当該議員の存在を周知ないし宣伝してその知名度を上げ、次回の選挙で当該議員を当選させやすくするという選挙活動の側面を有するから、原則として政務活動に当たらないというべきである。

15 広報紙の作成・配布は、その紙面に議員個人の氏名若しくは役職等の情報又はその写真（以下「議員個人情報等」という。）が掲載されている場合において、広報の全体の趣旨、目的に加え、議員個人情報等の紙面に占める割合等を総合的に考慮して、政務活動と当該議員の存在の周知又は宣伝を目的とする議員個人情報等とが混在していると評価されるときは、政務活動に相当する部分については適正な支出にあたるということができるが、議員個人情報等に相当する部分についてはこれに当たるということはできない。この場合には当該広報紙の作成に要する経費のうち、政務活動に相当する部分（その割合に応じて按分した額）に限り、政務活動費を充てることができるから、当該支出額を議員個人情報等に相当する部分の割合に応じて按分した額につき、法律上の原因なく利益を受けたものと解される。

イ 本件各広報紙への本件各記載の掲載について

本件各広報紙の紙面には、政務活動と当該議員の存在の周知又は宣伝を目的とする議員個人情報等とが混在していると評価され、補助参加人各会派は、本件各支出のうち、本件各経費を本件各広報紙の紙面に占める議員個人情報等に相当する部分の面積割合で按分した額につき、法律上の原因なく利益を受けたことになる。

本件各広報紙に掲載された本件各記載がいずれも議員個人情報等に相当し、政務活動費の対象とならない理由は、一覧表の「原告らの主張」欄の「政務活動費の対象とならない理由」欄記載のとおりである。

したがって、本件各経費に、一覧表の「原告らが問題とする部分」欄の「紙面に占める割合」欄記載の割合を乗じた額について政務活動費を支出することはできず、補助参加人各議員は、本件各経費を政務活動該当部分と非該当部分の面積比で按分した、一覧表の「原告ら」欄の「妥当な支出額」欄記載の金額の限度で本件各経費に政務活動費を支出することが認められるにとどまる。

以上のとおりであるから、一覧表の「各補助参加人」欄の「政務活動費支出額」欄記載の金額から上記「妥当な支出額」欄記載の金額を差し引いた、「原告ら」欄の「返還請求額」欄記載の金額は、違法に支出されたものであり、補助参加人各議員が所属する補助参加人各会派の不当利得となる。

(2) 被告の主張

ア 判断枠組み

一般的に、発信した情報の伝わりやすさは、誰が発信している情報であるかが大きく影響するものであり、発信者に対する親近感・信頼感を与えることは、情報が効果的に受け入れられやすくするための方法として効果的である。県政の課題及び実情について県民に説明を行う責務を負っている議員による広報活動において、情報発信者の紹介として議員の写真を示

すことやプロフィールを掲載することは、情報発信者への親近感・信赖感を与えて効果的な広報を行うことにつながるものである。また議員の活動は、当該議員のそれまでの活動歴や关心事項、信念等を基盤として展開していることが少なくなく、これらが理解されて初めて、県政の現状に係る当該議員の認識や議員としての活動状況等が十分に理解されることとなるという面もあり、これらの記載は広報活動としての必要性を認めることができる。一般的な挨拶を掲載することについても、時候の挨拶等として社会常識の範囲内のものであれば、広報活動として許容されるものである。

#### イ 本件各広報紙への本件各記載の掲載について

原告らが指摘する本件各広報紙における発信者の紹介や県政に関する事象を紹介する記事や写真、時候の挨拶等は、いずれも比較的大きい顔写真、過度のプロフィールなどの議員の宣伝的側面が強いものといえるものではなく、「本件各広報紙へのこれらの掲載は効果的な広報活動を行うための表現方法として許容される範囲内のものである。本件記載①ないし⑧がいずれも政務活動費の対象となることは、後記各補助参加人主張のとおりである。

したがって、当該情報が記載された部分に政務活動費を充てることは可能であり、当該情報が記載された部分とその他の部分との按分が必要となるものではない。

#### (3) 補助参加人自民党県議団及び補助参加人内藤らの主張

##### ア 判断枠組みについて

(ア) 県議会議員の個々の活動が、政務活動費による経費の支出が認められる政務活動に当たるか否かを判断するに当たっては、政党活動、選挙活動、後援会活動等ではない、議員本来の職責に基づく活動であるか否かを基本的な視座とすべきである。現在県政がどのように行われているか、県議会においてどのような事柄が審議されているか等の情報を県民に提

供し、周知させることは、県議会議員に求められる重要な活動である。

したがって、広報紙の個々の掲載内容が、県政の状況を県民に周知し、あるいは県民から県政に関する要望等を聴取する上で必要性や実効性があり、または広報紙の作成、発行に際しての社会的儀礼であると認められる場合には、当該内容の広報紙への掲載は政務活動（広報広聴活動）に該当するというべきである。

(イ) 広報紙冒頭のいわゆる挨拶文の掲載は、当該県議会議員の県政に対する取組姿勢等を県民に報告するに際しての儀礼的な記述にすぎず、発信者情報を紹介する記事（議員名、顔写真、プロフィール）の掲載も、本人の同一性を確保するとともに効果的広報を行うために必要である。また、県議会内外での活動報告に関する写真の掲載は効果的な広報を行うために必要であり、事務所連絡先の記載も県民から意見や要望を聴取するために必要である。そして、当該議員に係る地元自治体の首長からのメッセージを掲載することは、当該議員と地元自治体との連携状況、当該議員の活動成果等を県民に報告するものであり、広報活動の一環である。さらに、広報紙を作成、発行するに当たり、報告内容等を考慮した上、広報活動として高い効果を期待できる媒体が選択されることは当然であり、葉書を含めいかなる媒体を使用するかについては各議員の裁量に委ねられている。

イ 補助参加人内藤らによる本件広報紙①及び②への本件記載①ないし⑤の掲載について

補助参加人内藤らが、本件記載①ないし⑤を含む本件広報紙①及び②をそれぞれ作成・配布したことがいずれも政務活動に当たることは、一覧表の「各補助参加人の主張」の「県政との関わり」欄のとおりである。

したがって、本件広報紙①及び②に係る本件各支出は違法ではない。

(4) 補助参加人公明党県議団及び補助参加人芦田らの主張

## ア 判断枠組みについて

(ア) 補助参加人公明党県議団及び補助参加人芦田らは、県から交付されている政務活動費を本件手引にのっとって適正に使用しているところ、同手引は平成13年4月1日の施行以来適宜改訂されている。

5 広報紙における議員の写真、プロフィール、挨拶文の掲載・記載が、広報の目的を逸脱して、議員個人の宣伝に該当するものである場合にはその部分への政務活動費の充当が許されないことに異論はないが、その判断基準となる社会通念、一般常識、県民意識などは時代によって変化していくものである。

10 政務活動費から支出できる広報紙の判断基準について、県政活動以外の事柄の記載を一切認めないというように、基準の明確化若しくは厳格化を徹底して記事の内容を制限していくことは、必ずしも正当とはいえない。

(イ) 県政活動を住民に効果的に伝えるという広報の目的のためには、広報紙を手に取って読んでもらうことが必要であり、県民の興味を引くような紙面にすることは極めて重要な要素となる。写真の使用、カラー印刷、図・表・グラフの使用、注釈の挿入、冒頭の簡単な挨拶文の掲載などは、そのための様々な創意工夫の範囲内であって、何ら広報の性質に反しない。また、議員の氏名、住所、電話番号、メールアドレスの記載は県民からの意見や要望等の連絡先・受付先を明示するものであり、広報広聴活動に資する。判断基準を画一化したり厳格化したりすることによって、このような創意工夫が制限されることは妥当ではない。

20 イ 本件広報紙③ないし⑦への本件記載⑥ないし⑧の掲載について  
補助参加人芦田らが、本件記載⑥ないし⑧を含む本件広報紙③ないし⑦をそれぞれ作成・配布したことがいずれも政務活動に当たることは、一覧表の「各補助参加人の主張」の「県政との関わり」欄のとおりである。

したがって、本件広報紙③ないし⑦に係る本件各支出は違法ではない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 判断枠組み

##### (1) 政務活動費の支出と不当利得返還請求

ア 法100条14項ないし16項の定める政務活動費の制度は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行により、地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大し、議会の担う役割がますます重要なものとなってきていることにかんがみ、その審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るために、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せてその使途の透明性を確保しようとしたものであると解される（最高裁平成17年（行フ）第2号同年11月10日第一小法廷決定・民集59巻9号2503頁参照）。

イ 本件条例は、法100条14項ないし16項の規定に基づき、会派への政務活動費の交付に関して必要な事項を定めているところ、政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、政策提言、研修、各種会議への参加、広報広聴、要請陳情、住民相談等地域の課題のみならず広く県政全般の課題とこれに対する県民の意思を的確に把握し、県政に反映させる活動その他の県民福祉の向上及び県勢の発展に必要な活動（政務活動）に要する経費に対して交付するものとしている（2条1項）。政務活動費を充てることができる経費及びその内容は、別表に列挙して定められており（同条2項、別表），他方、本件条例は、政務活動費の交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から政務活動費に充てるべき支出の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額を速やかに返還しなければならない旨を定めるとともに、この場合、知事は、当該会派に対し、返還を命ずることができる旨定めている（10条3項、4項）。

ウ さらに、県議会議長は、会派及び議員が政務活動費に係る請求、執行、  
収支報告書の提出などの手続を行う際のマニュアルとして「政務活動費の  
手引」を作成しているところ、平成29年3月16日改訂の本件手引（丙  
2）には、使途基準として、政務活動費の対象経費、支出できない例、充  
当の原則などが記載され、その具体的な運用に当たっての留意事項につい  
て説明されている。

また、本件手引に含まれる本件要領は、会派における政務活動費を支出  
する際の事務処理について定めており、会派の所属議員は、毎月の政務活  
動に要した経費の支出額を月別支出報告書に取りまとめて会派が指定する  
日までに経理責任者に提出して政務活動費の交付を請求し（3条1項）、  
会派の経理責任者及び代表者が本件手引に定める支出基準に基づき審査を  
行い、その内容が適当であると認めたときは議会事務局へ当該報告書を提  
出し（4条1項）、議会事務局の助言又は指導の内容も踏まえつつ所属議  
員への政務活動費の交付額を決定し、当該所属議員に対してこれを交付す  
るとされている（同条2項、3項）。

これらに加え、県においては、県議会議長が適正かつ積極的に広報広聴  
活動が実施されるよう県政報告紙を発行するまでの留意事項を取りまとめ  
た本件通知（丙5）が存在するところ、本件通知には、議会活動、政務活  
動及び県政に関する政策等について県民に報告し、PRするための記事に  
政務活動費を支出することができるが、それ以外の活動（政党、選挙、後  
援会、私事）を報告するための記事には政務活動費を支出することができ  
ないことに留意すべき旨や、政務活動に係る記事の例が記載されている。

これら本件手引及び本件通知の内容は、政務活動費の支出が本件条例に  
則したものであるか否か、また、本件条例に反する支出がされている場合  
に県が不当利得返還請求ないし損害賠償請求をし得るか否かの判断に當  
たり、本件条例の解釈の指針を示すものとして参考とすることができるもの

と解される。

エ 以上のとおり、政務活動費が使途を限定して交付される公金であり、残余があれば返還を命ずることができるとされていることに照らせば、政務活動費を充てることが許される会派及び議員の政務活動に係る経費に該当するためには、当該行為ないし活動に基づく支出が本件条例に則したものであることを要し、本件条例に基づき会派を通じて政務活動費の交付を受けた議員が、当該政務活動費を本件条例の定めに反する支出に充てた場合、会派は、これらの支出に充てられた部分に相当する額を県に対して不当利得として返還すべき義務を負うことになる。

10 (2) 広報紙の内容と政務活動費の支出について

ア 本件においては、補助参加人各議員が作成・配布した広報紙（本件各広報紙）に係る経費（本件各経費）について、広報広聴費として平成29年度の政務活動費が充てられたことが本件条例に則しない支出であるか否かが争われているところ、広報広聴費（本件条例2条2項、同別表）は、「会派又は議員が行う政務活動及び県政に関する政策等の広報広聴活動に要する経費」とされている（同別表）から、補助参加人各議員の本件各広報紙（具体的には本件各広報紙に含まれる本件各記載に相当する部分）の作成・配布が、その客観的な目的や性質に照らし、政務活動及び県政に関する政策等の広報広聴活動（以下、単に「広報広聴活動」という。）との間に合理的関連性を欠くものである場合、当該部分に係る経費に政務活動費を支出することは許されないと解される。

イ そして、政務活動費制度の趣旨に加え、兵庫県議会基本条例が、地域の課題のみならず、広く県政全般の課題とこれに対する県民の意思を的確に把握し、議会の構成員として、議会活動を通じて県政に反映させることを議員の責務として定め（9条）、県政の課題について、必要な情報収集、調査及び研究並びに政策の立案及び提言を行うことや県民の意

思を県政に反映させるため、これを的確に把握するとともに、県政の課題及び実情について県民に説明を行うことを議員の役割として定めていること（10条2号、3号）に照らすと、議会や議会における委員会活動の報告、議会活動の基礎となる調査等の実施状況やその結果、会派や議員の政策と実績の報告、県政に関する報告・PR、県民から意見を募るための記事（以下「県政報告等事項」と総称する。）の掲載等は、広報広聴活動に当たり、これらの掲載等に要する経費は広報広聴費として政務活動費を充てることが許されると解される。

ウ また、県政報告等事項を掲載した広報紙は、広く県民に県政報告等事項を報告し、あるいは県民から県政に関する意見や要望等を聴取することを目的とするものであると認められるところ、これらを効果的に行うためには、県民の県政に対する興味を引いて、できるだけ多くの県民に広報紙を読んでもらうことが必要であると解される。

このような観点からは、広報紙のうち県政報告等事項以外の事項が掲載された部分についても、それが客観的にみて、表現・構成において、県民の県政に対する興味を引いて、県政報告等事項の報告や意見聴取を効果的に行うという観点から工夫されたものであり、かつ、当該掲載部分が県政報告等事項の報告部分や意見聴取部分に付随して一体となっている場合には、広報広聴活動と合理的関連性を有するものとして、当該掲載部分の作成・配布に係る経費についても政務活動費を充てることが許されるものと解される。他方、そのような場合に当たらなければ、その経費に政務活動費を充てることは許されないことになる。

そして、議員の氏名、役職、プロフィール等の情報や写真といった議員個人情報等は、議員個人を紹介するものであるから、これらを広報紙に掲載・配布する行為は、議員個人を宣伝し、周知させるものとして、選挙活動等の性質を有するものであるが、その記載が上記のような場合

に当たるのであれば、かかる性質を有することをもって直ちに当該写真やプロフィール等の部分と広報広聴活動との客観的関連性が否定されるものではないというべきである。また、挨拶文や表題等それのみでは直ちに県政報告等事項には該当しない記載についても、効果的な広報広聴活動のための工夫と認められ、当該掲載部分が県政報告等事項の報告部分や意見聴取部分に付随して一体となっている場合には、広報広聴活動との客観的関連性が認められるというべきである。

エ 県政報告等事項又はこれと合理的関連性を有する事項に当たるか否かの判断にあたっては、政務活動費制度が、使途の透明性を確保しようとするものであることを踏まえると、議員個人情報等や挨拶文等の掲載部分と県政報告等事項の配置やそれぞれの分量並びに相互の関連付けの有無、それら以外の記事の内容や分量、当該広報紙全体の構成や掲載項目などの客観的な事実を考慮するのが相当である。

## 2 本件各広報紙について

### (1) 本件広報紙①（補助参加人上田）について

ア 前記前提事実並びに証拠（戊5）及び弁論の全趣旨によれば、本件記載①は本件広報紙①の全てであるところ、本件広報紙①の上半分には同じ大きさの9枚の写真と表題が3行3列に配置されており（本件記載①(ア)）、いずれの写真も、表題に対応する行事、式典又はイベントにおいて、補助参加人上田が来賓として出席し、スピーチ、見学等を行っている姿が写っていること、このうち、同補助参加人の顔が判別できるのは、畜産農業者と並んで写っている写真(g)のみであること、本件広報紙①の下半分は、「年末所感」という表題に続く5段落の文章（本件記載①(イ)、(ウ)）と末尾の日付及び補助参加人上田の氏名（本件記載①(エ)）から構成されていること、「年末所感」の第1及び第2段落には冒頭の挨拶の言葉が、第5段落には結びの言葉が掲載され（本件記載①(イ)）、第3段落には県が平成29

年に「地域創生綱年」と銘打った地域産業経済振興、人口減対策、少子高齢化対策等に尽力したことが、同第4段落には美方郡において雇用創出確保、人口減・少子化対策等の課題があり、同補助参加人が先頭に立って尽力することがそれぞれ述べられていること（本件記載①(ウ)）、本件記載①(イ)及び(ウ)の割合は半々程度であること、本件記載①(エ)は上記各文章よりも大きく太い書体で記載され、その大きさは本件記載①(ウ)の本文の2行分程度であることが認められる。

イ(ア) 上記アの認定事実によれば、本件記載①(ア)の写真は、いずれも補助参加人上田が活動している姿が写っていることから議員個人情報等に当たり得るもの、美方郡において行われた地域活性化につながる県内地域の文化的事業や行事に関するもの（写真(a), (c)。特に、(c)は県が芸術文化地域振興事業に指定するものである。）、県内の産業資源である丹波牛の情報発信や畜産振興につながる事業（写真(d), (g)）；県内の地域経済振興につながる幹線道路の区間や同区間にある道の駅、交通の利便性向上につながる施設の完成（写真(e), (h), (i)）など地域経済の関心事に関するもの、ラジオ難聴対策や防災・減災など地域の課題に関するもの（写真(b), (f)）などいずれも県政との関連性が認められる地域の事業や行事の一場面を撮影したものであり、本件記載①(ウ)に記載されている地域産業経済振興、人口減少、少子高齢化対策といった県政の課題や現状の取組を県民に分かりやすく示すものになっている。そして、各写真に写る補助参加人上田の顔は、そもそも判別できないか、判別できるとしても複数の人物と共に写るなどしており、写真に占める割合は小さいものである。そうすると、本件記載①(ア)の写真はそれ自体地域の事業や行事を報告している県政報告等事項に該当するものと認めるのが相当である。

(イ) また、前記アの認定事実によれば、本件記載①(ウ)の所感は、県が地域

創生に尽力したことや、補助参加人上田が美方郡において雇用創出確保、人口減・少子化対策等の課題に尽力することを述べており、県政（県の一地域としての美方郡を含む。）の課題や現状の取組み状況等を県民に報告するものであるから、県政報告等事項に該当するものである。

さらに、前記アの認定事実によれば、本件記載①(イ)の挨拶文は、広報紙の作成・発行に伴う社会的儀礼の範囲内にあると認められ、本件記載①(エ)の氏名も本件広報紙①の情報発信者を特定し、県政報告への興味や信頼性を高める機能を果たしており、その大きさも相当な範囲内にあると認められる。

(ウ) 以上によれば、本件記載①(ア)及び(ウ)は県政報告等事項に該当し、同(イ)及び(エ)はいずれも県政報告等事項の報告を効果的に行う観点から工夫されたものであって、県政報告等事項と一体となっているものと認められ、これらの掲載部分の作成・配布は、広報広聴活動又は広報広聴活動と合理的関連性を有するものと評価できる。したがって、本件記載①の掲載部分の作成・配布による経費に政務活動費を支出することは許されるから、補助参加人上田が平成29年度の政務活動費からその経費の90%に当たる2万7468円を支出したことが違法であるとは認められない。

ウ これに対し、原告らは、本件記載①(ア)の写真は、議員個人情報等に当たり、その掲載部分は紙面の半分を占め、各写真の表題には行事の名称等が簡単に掲載されているにとどまるから議員個人の宣伝を行うものである、特に写真(a), (b), (f), (g), (h)は県政と直接関係がないからこれらの写真が県政報告等事項と一体となっているとはいえない、本件記載①(イ)の挨拶文や同(ウ)の所感部分には具体的な政策が何ら記載されておらず抽象的な挨拶文が掲載されているにとどまる、同(エ)の氏名は議員個人情報等に当たるとして、これらの掲載部分の作成・配布に係る経費に政務活動費を充てることは許されない旨主張する。

しかしながら、議員個人情報等に当たるからといって直ちに当該掲載部分の作成・配布に係る経費に政務活動費を支出することが許されないことになるものではないことは前記1(2)ウに判示したとおりであり、本件記載①(ア)の写真が県政報告等事項に該当するものと認められることは上記イのとおりである。また、これらの写真全体で本件広報紙①の2分の1を占めるとしても、写真の主眼は各事業や行事の紹介にあって補助参加人上田の私的活動や政治的活動を撮影したものではないし、大半の写真において同補助参加人の顔を判別することはできず、判別することができるものについても、その大きさに照らせば同補助参加人の姿を殊更印象付けるものではないから、これらの写真が議員個人の宣伝を行うものであるとは認められない。そして、地域に関する事業又は行事の写真である以上、県民にあっては、各表題から撮影されている場面を理解することが可能であり、表題のみであっても県民の県政に対する関心を引くなど広報広聴活動の目的を達することができる。原告らの上記主張はいずれも採用することができない。

(2) 本件広報紙②（補助参加人内藤）について

ア 前記前提事実並びに証拠（甲2）及び弁論の全趣旨によれば、本件記載②は本件広報紙②の1頁目全てであること、同頁の上半分のうち、右上8分の1程度の部分は青地になっており、補助参加人内藤の氏名及び県議会議員である旨が黄色で、その直下に同補助参加人の座右の銘を冠した表題（県政NEWS No. 31 2018.1 一日生涯）が白抜きで掲載され、氏名部分の書体は本件広報②の中では最も大きな文字が使われており、左上6分の1程度の部分には同補助参加人の顔写真が掲載されていること（本件記載②(ア)）、同頁の上半分の残りの部分は11段落の文章であり、第1段落に新年の挨拶、第9段落ないし第11段落に感謝の言葉や結びの言葉（挨拶部分）が、第2段落ないし第8段落に同補助参加人の県政

における前年の活動内容及び当年の決意や目標（本文）が掲載され、挨拶部分は本文の1割程度であること（本件記載②(イ)），本件広報紙②の1頁目の下半分には西脇市長及び多可町長の挨拶文・応援メッセージ，両首長の顔写真と氏名が掲載されていること（本件記載②(ウ)），本件広報紙②の2頁目には、監査委員として審査を行い、県知事に決算報告書の提出と助言を行った旨を報告する文章及びこれに囲まれるように同補助参加人が県知事に決算報告書を提出する場面を撮影した写真（本件記載③），常任委員会の地域出張開催を実施し、好評価を得た旨を報告する文章及びこれに囲まれるように同補助参加人を含む10名程度の人物が建設常任委員会に出席している様子を撮影した写真（本件記載④）が掲載されており、末尾には、濃いオレンジ色の地に白抜きで同補助参加人の氏名が、その周囲に上記各記事より小さい書体で9行にわたって同補助参加人の経歴、家族構成、趣味等が、さらにその下に「発行」の文字に続けて同補助参加人の事務所の連絡先等が1行で掲載されていること（本件記載⑤）が認められる。

イ(ア) 上記アの認定事実によれば、本件記載②(ア)の氏名、表題及び写真は、その大きさや配置に照らせば、いずれも一目で本件広報紙②の情報発信者を特定ないし認識させる効果があると認められ、これに続く本件記載②(イ)及び(ウ)（後記のとおり県政報告等事項に該当する）と一体となってこれらを効果的に広報するための創意工夫であると認められる（座右の銘についても補助参加人内藤が県議会議員として行う活動の基礎となるものとして、県政の現状に係る同補助参加人の認識や活動状況を理解するのに資するものといえる。）。

本件記載②(イ)には、前文・末文に相当する挨拶文と本文が掲載されているところ、その挨拶文部分は、広報紙の作成・発行に伴う社会的儀礼の範囲内にあると認められる。そして、その本文部分は、同補助参加人の議会における役職や実績の報告とともに、行財政構造改革の目標年次

であることや、地域創生の重要性、その基盤となる持続可能な県行財政構造を確立するため、平成31年度以降の新たな枠組みについて議論していく旨の所信が表明され、西脇市・多可町の将来に向けての政治的課題などを報告するものであり、本件広報紙②の2頁目において詳述されている地域創生の実現に向けた西脇・多可の社会基盤整備に係る具体的な活動内容の報告との関連性も認められる。したがって、本件記載②(イ)は、主として県民に県政について報告・説明するものとして県政報告等事項に当たるものと認められる。

本件記載②(ウ)の両首長の挨拶・応援メッセージは、補助参加人内藤を通じた県と地元自治体（西脇市、多可町）との連携状況や地域における政治的課題、少子高齢化・地域活性化に向けた地域の取組等を県民に報告・説明するものであり、県政の実施には市政・町政との連携が不可欠であるから、県政報告等事項に当たるものと認められる。

(イ) また、前記アの認定事実によれば、本件記載③及び④の写真は、議員個人情報等に当たり得るもの、その大きさ・配置等に照らせば、決算報告書の提出や委員会への参加を報告することを主眼とし、県議会議員としての活動内容を報告する本文を分かりやすくするための工夫であると認められ、分量も相当（それぞれ紙面に占める割合は0.81%，1.10%）であるから、これらは県政報告等事項と一体となっていると認められる。

(ウ) さらに、前記アの認定事実によれば、本件記載⑤の補助参加人内藤のプロフィールや連絡先は、情報発信者の特定、県民に対する効果的な広報又は県民からの意見や要望の聴取にとって必要なものであると認められるところ、本件広報紙②の2頁目の各記事がより目立つ色や書体で表示されていることから、本件記載⑤が殊更読者の目を引きやすい表示になっているものではなく、分量も相当（紙面に占める割合は3.86%）

なものであるから、これらは県政報告等事項と一体となっていると評価できる。

(エ) 以上によれば、本件記載②ないし⑤は、いずれも県政報告等事項に該当するか、県政報告等事項と一体となっていると認められ、これらの掲載部分の作成・配布は、広報広聴活動又は広報広聴活動と合理的関連性を有するものと評価できる。したがって、本件記載②ないし⑤の掲載部分の作成・配布による経費に政務活動費を支出することは許されるから、補助参加人内藤が平成29年度の政務活動費からその経費の95%に当たる33万4886円を支出したことが違法であるとは認められない。

ウ これに対し、原告らは、本件記載②(ア)、本件記載③ないし⑤は、議員個人情報等に当たり、議員個人の宣伝を行うものであり、本件記載②(イ)は県政報告等事項に当たるとはいはず、特に議員活動への支援に対する感謝の言葉、座右の銘の実践、政治家の使命等に係る記載は議員個人情報等に該当し、本件記載②(ウ)は地元自治体の首長が補助参加人内藤と連携していることを強調する側面が強く、選挙運動の一環にほかならないから、これらの掲載部分の作成・配布に係る経費に政務活動費を充てることは許されない旨主張するが、前記1(2)ウ及び上記イに判示したとおり、いずれも採用することはできない。

### (3) 本件広報紙③（補助参加人芦田）について

ア 前記前提事実並びに証拠（甲3）及び弁論の全趣旨によれば、本件広報紙③は葉書であり、その宛名面の上半分は宛名の記載用に白地となっており、その下半分を本件記載⑥が占めること、同下半分の右側には補助参加人芦田の上半身を正面撮影した写真（本件記載⑥(ウ)）が配置され（その大きさは宛名面の6分の1程度を占めている。），左側には、上半分に、新年の挨拶、地域創生の取組を推進していく旨及び女性をはじめとする多様な人材が活躍できる社会を目指し取り組んで行く旨記載した挨拶文（本件

記載⑥(ア))，下半分に「女性が輝く兵庫を 県議会議員」とのキャッチフレーズとともに上記挨拶文で使われている文字の3倍程度の大きさの文字で記載された補助参加人芦田の氏名（本件記載⑥(イ)）が，その直下に上記挨拶文より小さな文字で1行にわたり住所及び電話番号（本件記載⑥(エ)）が配置されていること，本件広報紙③の裏面には，補助参加人芦田の活動実績として，脳脊髄液減少症の治療法の保険適用，陽子線治療装置の導入に関する話題や，最重点要望事項としてインフラの向上や，同事項等につき予算に反映するよう求めたことなどが文章で説明されていること，同文章の間に，同じ大きさの5枚の写真と表題が紙面の約半分を占めるように配置され（本件記載⑦ないし⑪），いずれの写真も，表題に対応する行事，式典ないしイベントにおいて，補助参加人芦田が来賓等として参加している姿が写っていること，このうち本件記載⑦及び⑩は補助参加人芦田のほぼ全身を正面撮影した写真，本件記載⑧，⑨及び⑪は補助参加人芦田と他の参加者等数名を正面撮影した写真であることが認められる。

イ(ア) 上記アの認定事実によれば，本件記載⑥(イ)の氏名は挨拶文で使われている文字の3倍程度の大きさの文字で補助参加人芦田の氏名を記載するものであり，同(ウ)の写真は，同補助参加人の上半身を正面撮影したものであって，宛名面の約6分の1をも占めるものであり，同(エ)の連絡先は同補助参加人の住所及び電話番号であるから，これらはいずれも議員個人情報等に当たる。そして，本件記載⑥(イ)ないし(エ)が本件広報紙③の情報発信者の特定としての意味を持つことは否定できないものの，その分量及び配置に照らせば，これを県政への興味を引くための工夫とみることはできない。

本件記載⑥(ア)の挨拶文は，社会的儀礼としての挨拶のほかは，抽象的に，地域創生及び多様な人材が活躍できる社会への取組への意欲を明らかにする旨にとどまるから，これ自体をもって県政報告等事項とみるこ

とは困難であり、後記のとおり県政報告等事項と認められる本件記載⑦ないし⑪との具体的関連性が明らかであるとはいえないから、同報告と一体となっていると認める余地もない。

そうすると、本件広報紙③の宛名面の下半分を占める本件記載⑥は、いずれも県政報告等事項と認めることはできず、県政報告等事項と一体となっているとみることもできないものであるから、補助参加人芦田個人の周知及び宣伝を主眼とするものと評価せざるを得ない。

- (イ) 他方、前記アの認定事実によれば、本件記載⑦ないし⑪の写真は議員個人情報等に当たるもの、本件記載⑦は県内を流れる河川の災害復旧工事の状況という地域の防災・減災に関する事項を報告するもの、本件記載⑧及び⑩は脳脊髄液減少症の患者の支援や県立病院施設の整備推進という県民の福祉医療に関する事項についての活動状況を報告するもの、本件記載⑨は県内の道路へのガードレール等の設置推進という地域の安全対策に関する取組を報告するもの、本件記載⑪は当初予算編成についての要望を行ったことを報告するものなどいずれも県政との関連性が認められる活動の一場面を撮影したものであることからすると、これらの写真は、それ自体が表題ないし本文に記載された各活動について報告する県政報告等事項に該当するものと認めるのが相当である。これらの写真自体をもって県政報告等事項に該当するとまで認められないとしても、各写真の表題に記載された各活動や本文に記載された県政報告等事項を県民に分かりやすく伝えるものとなっており、分量も相当（本件記載⑦ないし⑩の紙面に占める割合は各4.25%，本件記載⑪は5.22%）であるから、少なくとも県政報告等事項と一体となっていると認められる。

- (ウ) 以上によれば、本件記載⑥は、補助参加人芦田個人の周知及び宣伝をするものであって、広報広聴活動と合理的関連性が否定される議員個人

情報等であるから、その掲載部分の作成・配布による経費に政務活動費を支出することは許されない。他方、本件記載⑦ないし⑪は、いずれも県政報告等事項に該当するか、県政報告等事項と一体となっていると認められ、これらの掲載部分の作成・配布は、広報広聴活動又は広報広聴活動と合理的関連性を有するものと評価でき、これによる経費に政務活動費を支出することは許される。

したがって、補助参加人芦田が平成29年度の本件広報紙③の作成・配布等に支出した経費97万5552円のうち、広報広聴活動との合理的関連性が否定される議員個人情報等の掲載部分の割合（本件記載⑥が本件広報紙③の紙面に占める割合30.90%）に相当する部分について政務活動費を充てることは違法であり、政務活動費を充てができるのは、同経費のうち69.1%となる。よって、補助参加人芦田が本件広報紙③の作成・配布等に充てた平成29年度の政務活動費92万6773円のうち、政務活動費を充てることができる67万4106円（97万5552円×69.1%）を超える25万2667円につき、政務活動費を支出したことは違法となる。

ウ(ア) これに対し、補助参加人芦田及び同公明党県議団は、本件記載⑥(ア)の挨拶文は県民の興味を引くような紙面にするための創意工夫の範囲内である旨、同(ウ)の写真等は高齢者や障害者にも見やすいよう配慮したものである旨、同(イ)の氏名及び同(エ)の連絡先は、要望等の連絡先・受付先を明示するものであって、分量的にも、県政報告と独立した記載とはいえず、広報の性質に反しない旨主張する。しかしながら、本件記載⑥(ア)の挨拶文を県政報告とみることは困難であり、同(イ)の氏名及び同(ウ)の写真の分量が相当とは認め難く、同(エ)の連絡先が同(イ)の氏名と一体のものであって、本件記載⑥が宛名面のみで独立しており、裏面の県政報告等事項と一体となっているとは認められないことは上記イ(ア)に判示したとお

りであるから、いずれも採用することはできない。

(イ) また、原告らは、本件記載⑦ないし⑪について、全て議員個人情報等に当たり、議員個人を宣伝し、周知させるものにすぎないから、これらの掲載部分の作成・配布に係る経費に政務活動費を充てることは許されない旨主張する。しかしながら、これらの写真が県政報告等事項に該当すると認められることは上記イ(イ)に判示したとおりであるから、この点についての原告らの主張を採用することはできない。

(4) 本件広報紙④（補助参加人島山）について

ア 前記前提事実並びに証拠（甲4）及び弁論の全趣旨によれば、本件広報紙④は全8頁で構成される県政報告と題する冊子であり、1頁目（表紙）には、紙面の上から5分の1にわたって、「社会の空気を変える。つなぎ、つながる、未来をつくる。人と人、地域と地域、世代と世代、現在から未来へ。」とのキャッチフレーズとともに他と比較して大きな文字で記載された「しま山清史」との氏名及び所属の記載、2017年7月号の県政報告であることを示す表題、「平成29年度予算案を審査しました。」との文言とともに、紙面の2分の1以上にわたる大きさの、補助参加人島山が議会で質問を行っている姿の写真が配置され（本件記載⑫），その下に同補助参加人が議会で予算案の審査を行った旨の文章が掲載され、さらにその下の左側に同補助参加人が警察常任委員会の委員長に選任された旨及び県の犯罪対策の課題等を説明する文章が、右側に、紙面の8分の1程度の大きさの、警察常任委員会において同補助参加人が副委員長と握手している姿が写った写真（本件記載⑬）が掲載されていること、本件広報紙④の2頁目ないし7頁目には同補助参加人の議会活動の内容（委員会における質疑応答等の内容）が掲載されていること、本件広報紙④の8頁目（裏表紙）には、「みなさんのリクエスト実現」との表題の下に、保育園近くの市道に横断歩道を設置した旨の説明があり、その下に地図及び同補助参加

人が道路上で数名の人物と向き合って立っている姿を撮影した写真（本件記載⑯。大きさは紙面の8分の1程度）が、さらにその下には、左側に特別支援学校に通う重症心身障害児の通学に関する課題を解決した旨の説明が、右側にデイサービス施設において、同児童や職員らとともに並ぶ同補助参加人の姿を撮影した写真（本件記載⑰。大きさは紙面の8分の1程度）が、さらにその下（紙面の6分の1程度）に、上記表題とほぼ同じ大きさの書体で同補助参加人の氏名が、上記説明文より小さな文字で同補助参加人の連絡先等が掲載されていることが認められる。

イ(ア) 上記アの認定事実によれば、本件記載⑫の写真は、議会活動中の補助参加人島山の姿を撮影したものであるから、議員個人情報等に当たる。

そして、本件記載⑫が、本件広報紙④の情報発信者の特定や、2項目以降の県政報告等事項の導入としての意味をもつことは否定できないものの、写真自体が具体的な県政の状況等を伝えるものではない上、全体で表紙の紙面の上から2分の1以上を占める大きさであることなど、その分量及び配置に照らせば、県政への興味を引くための工夫というよりも、同補助参加人個人の周知及び宣伝に主眼を置くものと評価せざるを得ず、県政報告等事項と一体となっていると認めることはできない。

(イ) 他方、前記アの認定事実によれば、本件記載⑬の写真は、議員個人情報等に当たるものとの、それ自体、警察常任委員会の委員長と副委員長を紹介する県政報告等事項に該当するものとみる余地があり、また、同写真自体をもって県政報告等事項に該当するとまで認められないとしても、警察常任委員会委員長に就任したこと及び県内における犯罪対策を県民に分かりやすく示すものと評価することが可能で、分量も相当（表紙の約1割弱）であるから、県政報告等事項と一体となっていると認められる。

(ウ) また、前記アの認定事実によれば、本件記載⑯及び⑰の写真は、いず

れも議員個人情報等に当たり得るもの、県内の道路への横断歩道の設置・整備という地域の安全対策に関する取組や重症心身障害児に関する取組を報告する県政報告等事項に該当するものと認めるのが相当である。これらの写真自体をもって県政報告等事項に該当するとまで認められないとしても、上記取組を説明する文章（県政報告等事項）の内容を県民に分かりやすく示すものともなっており、分量も相当（それぞれ裏表紙に占める割合は1割弱）であるから、少なくとも県政報告等事項と一体となっていると認められる。

(エ) さらに、前記アの認定事実によれば、本件記載⑯の氏名及び連絡先は、  
10 8頁目（裏表紙）の下部に配置され、文字の大きさも殊更大きなものではなく、情報発信者の特定や県民からの意見や要望の聴取にとって必要なものであると認められ、分量も相当（紙面に占める割合は15%弱）と認められるから、県政報告等事項と一体となっていると認められる。

(オ) 以上によれば、本件記載⑯は、補助参加人島山個人の周知及び宣伝をするものであって、広報広聴活動と合理的関連性が否定され、その掲載部分の作成・配布による経費に政務活動費を支出することは許されない。他方、本件記載⑯ないし⑯は、いずれも県政報告等事項に該当するか、県政報告等事項と一体となっているものと認められるから、これらの掲載部分の作成・配布は、広報広聴活動又は広報広聴活動と合理的関連性を有するものと評価でき、これによる経費に政務活動費を支出することは許される。

したがって、同補助参加人が平成29年度の本件広報紙④の作成・配布等に支出した経費130万7381円のうち、広報広聴活動との合理的関連性が否定される議員個人情報等の掲載部分の割合（本件記載⑯が本件広報紙④の紙面に占める割合7.87%）に相当する部分に政務活動費を支出することは違法であり、政務活動費を充てることができるの

は、同経費のうち92.13%となる。よって、同補助参加人が本件広報紙④の作成・配布等に充てた平成29年度の政務活動費130万7381円のうち、政務活動費を充てることができる120万4490円(130万7381円×92.13%)を超える10万2891円につき、政務活動費を支出したことは違法となる、

5

ウ(ア) これに対し、補助参加人島山及び同公明党県議団は、広報紙のデザインなどは専門業者に委託し、県民に分かりやすく見やすいデザインになるように工夫してもらっている旨や本件広報紙④は中面では文字ばかりとなっていることから、全体のバランスの中で1面の写真を大きくしたものである旨主張するが、かかる事情が前記イ(ア)の判断を左右するものとは解されない。

10

(イ) また、原告らは本件記載⑬は分量が大きく、個人宣伝の要素が強い旨及び本件記載⑭ないし⑯は議員個人情報等に当たるから、その掲載部分の作成・配布に係る経費に政務活動費を充てることは許されない旨主張するが、議員個人情報等に当たるからといって直ちに当該掲載部分の作成・配布に係る経費に政務活動費を支出することが許されないことになるものではないことは前記1(2)ウに判示したとおりであり、また、本件記載⑬の表紙に占める割合は1割弱であり、分量が不相当とまではいえないから、原告らの上記主張は採用することができない。

15

20 (5) 本件広報紙⑤(補助参加人谷井)について

20

ア 前記前提事実並びに証拠(甲5)及び弁論の全趣旨によれば、本件広報紙⑤は葉書であり、その宛名面の上半分は宛名の記載用に白地となっており、その下半分を本件記載⑰が占めること、本件記載⑰の上3分の2程度を前文・末文と、補助参加人谷井が提言して実現した施策である保育料軽減事業の実施、猫の適正管理普及推進のためのガイドラインの作成、性犯罪被害者等の支援センターの発足、神戸陽子線センターの整備について紹

25

介する本文から構成される「ごあいさつ」と題する文章（本件記載⑤(ア)）及び同上部左側に配置された神戸陽子線センターの写真（紙面に占める割合は20分の1程度）が占め、下3分の1には、右側に補助参加人谷井の上半身の写真（本件記載⑯(イ)）。紙面に占める割合は20分の1程度）が、左側から中央にかけて同補助参加人の氏名及び連絡先（住所及びメールアドレス）がそれぞれ掲載されていること（本件記載⑯(ウ)）、本件広報紙⑤の裏面は、紙面の上5分の1程度が青地に塗られ、白ないし水色で「平成29年夏季号 実現力一番 元気いっぱいな尼崎を 谷井いさお 県政レポート」と記載され（本件記載⑯）、続く残りの部分は2分割され、それぞれ、県立尼崎総合医療センター前の歩道の拡幅工事が行われた旨、及び県議会の議員の任期に生じていたズレが解消された旨の説明が、表題及び囲みとともに掲載されていることが認められる。

イ(ア) 上記アの認定事実によれば、本件記載⑯(ア)の挨拶文部分には、前文・末文に相当する挨拶文と本文が記載され、神戸陽子線センターの写真が掲載されているところ、その挨拶文は、広報紙作成・発行に伴う社会的儀礼の範囲内にあると認められる。そして、その本文は、補助参加人谷井が提言した施策が実現されたこと等の報告であり、神戸陽子線センターの写真はこれに関する写真であるから、これらは県政報告等事項に該当するものと認められる。また、本件記載⑯(イ)の顔写真及び同(ウ)の連絡先は、同補助参加人の上半身を正面撮影した写真と氏名、住所、メールアドレスを記載したものであるから、議員個人情報等に該当するものの、その分量（紙面に占める割合は合計で紙面下半分の3分の1程度、同(ウ)の写真のみであれば同20分の1程度）、体裁に照らし、いずれも情報発信者を特定し効果的に広報するため又は効果的に県民からの意見や要望の聴取するために必要なものであると認められる。

これらの事実に照らせば、本件記載⑯(ア)は県政報告等事項に該当し、

同(イ)及び(ウ)は同県政報告等事項と一体となっていると認められる。

(イ) 前記アの認定事実によれば、本件広報紙⑤の裏面の本件記載⑯は、統  
5 く2つの県政報告等事項の表題であって、その分量及び体裁に照らし、  
県政報告等事項と一体となって、情報発信者をわかりやすく伝え、読み  
やすくするための創意工夫の範囲内にあると認められる。

(ウ) 以上によれば、本件記載⑯及び⑰は、いずれも県政報告等事項に該当  
10 するか、県政報告等事項と一体となっていると認められ、これらの掲載  
部分の作成・配布は、広報広聴活動又は広報広聴活動と合理的関連性を  
有するものと評価できる。したがって、本件記載⑯及び⑰の掲載部分の  
作成・配布による経費に政務活動費を支出することは許されるから、補  
助参加人谷井が平成29年度の政務活動費から全額62万3775円を  
支出したことが違法であるとは認められない。

ウ これに対し、原告らは、本件記載⑯(ア)の挨拶文は議員歴、政調会長として実績を上げた点に力点があるから議員個人情報等に当たり、本件記載⑯  
15 (イ)の本人写真及び同(ウ)の連絡先並びに本件記載⑰の表題も議員個人情報等に当たるから、これらの掲載部分の作成・配布に係る経費に政務活動費を充てることは許されない旨主張する。しかしながら、本件記載⑯(ア)の挨拶文の本文部分は補助参加人谷井が県議会議員として提言した施策が実現されたことを報告するもので、県政報告等事項に当たることは上記イ(ア)に判示したとおりである。また、議員個人情報等に当たるからといって直ちに当該掲載部分の作成・配布に係る経費について政務活動費を支出することが許されないことになるものではないことは前記1(2)ウに判示したとおりであり、本件記載⑯(同ア)の挨拶文の本文を除く。)及び⑰が県政報告等事項と一体となっていると認められることは上記イ(ア)(イ)に判示したとおりである。したがって、原告らの上記主張を採用することはできない。

20 25 (6) 本件広報紙⑥(補助参加人谷井)について

ア 前記前提事実並びに証拠（甲6）及び弁論の全趣旨によれば、本件広報紙⑥は本件広報紙⑤と同様の体裁の葉書であり、その宛名面の上半分は宛名の記載用に白地となっており、下半分を本件記載⑯が占めていること、本件記載⑯の上3分の2程度を挨拶文（本件記載⑯ア）。前文・末文、補助参加人谷井の人口減少下における取組に対する決意及び建築中の尼崎城を視察した報告）及び建築中の尼崎城を撮影した写真（紙面に占める割合は20分の1程度）が占め、残る下3分の1には、右側に補助参加人谷井の上半身の写真（本件記載⑯イ）。紙面に占める割合は20分の1程度）が、左側から中央にかけては同補助参加人の氏名及び連絡先（住所及びメールアドレス）が掲載されていること（本件記載⑯ウ），本件広報紙⑥の裏面は、紙面の上5分の1程度が赤地に塗られ、白ないし黄色で「平成30年新年号 実現力一番 元気いっぱいな尼崎を 谷井いさお 県政レポート」と記載され（本件記載⑯），続く残りの部分は2分割され、一方にはかつて同補助参加人が関わって公道での走行が実現したタンデム自転車のイベントが西宮市で開催された旨の文章と同補助参加人が同イベントの参加者と向き合って立つ姿を撮影した写真（本件記載⑯）が、もう一方には尼崎市内で行われた名物行事を県知事とともに観戦した旨の文章と同補助参加人が同行事において挨拶する県知事と並んでいる写真（本件記載⑯）がそれぞれ表題及び囲みとともに掲載されていることが認められる。

イア 上記アの認定事実によれば、本件記載⑯アの挨拶文部分のうち、前文・末文に相当する挨拶文は広報紙作成・発行に伴う社会的儀礼の範囲内にあると認められる。そして、本文は地域活性化に関連して尼崎市における尼崎城の建築状況を報告するとともに、建築現場の写真を添えて同補助参加人が現場視察をしたことを報告するものであるから、県政報告等事項に該当するものと認められる。また、本件記載⑯イの顔写真も情報発信者を特定し、効果的に広報するための創意工夫と認められ、分

量も相当である。これらの事実に照らせば、本件記載⑯(ア)は県政報告等事項に該当するものであり、同(イ)は県政報告等事項と一体となっていると認められる。

(イ) また、前記アの認定事実によれば、本件広報紙⑥の裏面の、本件記載⑯に續いて囲み記事として掲載された文章は、いずれも地域の行事ないしイベントを紹介する県政報告等事項に当たると認められ、本件記載⑯は、これら県政報告等事項の記事を掲載した広報紙の表題として、情報発信者をわかりやすく伝え、読みやすくするための創意工夫の範囲内にあると認められ、県政報告等事項と一体となっていると認められる。

(ウ) さらに、前記アの認定事実によれば、本件記載⑯及び⑰の写真は、いずれも議員個人情報等に当たり得るもの、これらの写真は、それ自体、地域で開催される行事やイベントへの取組を報告する県政報告等事項に該当するものと認めるのが相当である。これらの写真自体をもって県政報告等事項に該当するとまで認められないとしても、上記取組を説明する文章（県政報告等事項）の内容を県民に分かりやすく示すものともなっており、分量も相当（それぞれ紙面に占める割合は2.83%，3.21%）であるから、少なくとも県政報告等事項と一体となっているとみることができる。

(エ) 以上によれば、本件記載⑯ないし⑰は、いずれも県政報告等事項に該当するか、県政報告等事項と一体となっていると認められ、これらの掲載部分の作成・配布は、広報広聴活動又は広報広聴活動と合理的関連性を有するものと評価できる。したがって、本件記載⑯ないし⑰の掲載部分の作成・配布による経費に政務活動費を支出することは許されるから、補助参加人谷井が平成29年度の政務活動費から全額63万2311円を支出したことが違法であるとは認められない。

ウ これに対し、原告らは、本件記載⑯(ア)の挨拶文は議員歴と一般的な挨拶

文であるから県政報告等事項に該当せず、本件記載⑯(イ)並びに本件記載⑰及び⑱の写真は議員個人情報等に当たることに加え、本件記載⑲及び⑳の写真はそれぞれN P O 法人のイベントの紹介や地域主催の祭りの紹介であって県の事業報告でもないから県政報告等事項には該当しないとして、これらの掲載部分の作成・配布による経費に政務活動費を充てることは許されない旨主張する。しかしながら、議員個人情報等に当たるからといって直ちに当該掲載部分の作成・配布に係る経費に政務活動費を支出することが許されないことになるものではないことは前記 1 (2) ウに判示したとおりである。また、本件記載⑲は、タンデム自転車の公道走行の許否という県政に係る報告を、本件記載⑳も尼崎市で行われた地域活性化につながる県内地域の文化的事業ないし行事の報告をそれぞれ効果的に広報するための工夫と認められるから、これらはいずれも県政報告等事項と一体となっていると認められる。したがって、原告らの上記主張を採用することはできない。

#### (7) 本件広報紙⑦（補助参加人松田）について

ア 前記前提事実並びに証拠（甲 7）及び弁論の全趣旨によれば、本件広報紙⑦は葉書であり、その宛名面の上半分の大半は宛名の記載用に白地となっているが、左上部に切手大の枠が設けられ、同枠内上半分に「料金別納郵便」の文字が記載され、下約半分に「いっせいの県政サポート通信 v o 1. 7 5」との表題（本件記載⑳）が掲載されていること、本件広報紙⑦の宛名面の下半分の約半分には切手大の「HYOGO 150 th Anniversary」とのロゴマークと、県がこれまでに困難を乗り越えてきたこととともに、現在の県政の課題として人口減少・少子高齢化の問題があることを指摘する文章（本件記載⑳(ア)）が、残りの半分には旧県庁舎を撮影した写真の右側約 4 分の 1 の部分に補助参加人松田の写真を重ね、写真下部に同補助参加人の氏名を記載したもの（本件記載⑳(イ)）が掲載さ

れていること、本件広報紙⑦の裏面のうち、下部約5分の1は緑地に塗られ、白で同補助参加人の連絡先として県議会及び事務所の住所、電話番号等が記載され（本件記載⑧）、残りの部分のうち上半分には、「自転車事故を防止」との表題、県警察本部前に設置された電光掲示板及びこれと並ぶ同補助参加人を撮影した写真（本件記載⑨。紙面に占める割合は5分の1程度）とこれを説明する文章が掲載され、下半分には、定例会で阪神高速湾岸線西伸部のPRパネルを使って報告をする補助参加人松田の姿を、近くから撮影した写真（本件記載⑩、紙面に占める割合は8分の1程度）と、参加者を挟んで会場後部から撮影した写真（本件記載⑪、同補助参加人の顔は判別できない。紙面に占める割合は8分の1程度）とともに、神戸経済発展の必要性について道路や雇用に関する政策のリストが掲載されていることが認められる。

イア 上記アの認定事実によれば、本件記載⑧は、本件広報紙⑦の表題として、情報発信者をわかりやすく伝え、読みやすくするための創意工夫の範囲内においてデザインとスペースを有効活用したものと認められ、分量も相当（紙面の1%）であるから、後記のとおり、県政報告等事項に該当することが認められる宛名面下部の本件記載④(ア)の挨拶文及び裏面の県政報告と一体となっていると認められる。

(イ) 上記アの認定事実によれば、本件記載④(ア)の挨拶文は、県の発足150周年を迎える旨及びその課題等をロゴマーク及び文章で端的に強調しており、抽象的な内容ではあるものの、県政の状況として県が発足150周年を迎えることや、人口減少及び少子高齢化についての問題意識を記載したもので、本件記載④(イ)の写真も、その大部分を旧県庁舎が占め、右側の一部に補助参加人松田の上半身が写るにとどまっていることに照らせば、情報発信者及び本件記載④(ア)の挨拶文の内容をわかりやすく示すための創意工夫の範囲のものとして、本件記載④(ア)の県政報告等事項

と一体となっていると認めるのが相当である。

(ウ) 上記アの認定事実によれば、本件記載②⑤ないし⑦の写真は、議員個人情報等に当たり得るもの、これらの写真は、それ自体、自転車関連の交通事故を減らすための取組や、阪神高速湾岸線西伸部が県下の神戸の経済発展のために必要な重要路線である旨の報告を行ったことを伝える5 県政報告等事項に該当するものと認めるのが相当である。これらの写真自体をもって県政報告等事項に該当するとまで認められないとしても、これらの写真は、上記取組や報告に関する文章を県民に分かりやすく示すものともなっており、分量も相当（それぞれ紙面に占める割合は各10 13. 18 %, 5. 65 %, 8. 17 %。なお、本件記載②⑤の紙面に占める割合はやや高いが、写真の主眼は電光掲示板に「自転車死亡事故多発毎月2日は県下一斉自転車」取締日であることが表示されていることであると認められる。）であるから、少なくとも県政報告等事項と一体となっていると認められる。

(エ) 上記アの認定事実によれば、本件記載⑧は、補助参加人松田の県議会及び事務所の連絡先であり、県民からの意見や要望の聴取にとって必要なものであると認められ、分量も相当（紙面に占める割合は8. 62 %）と認められるから、これらは県政報告等事項と一体となっていると認められる。

(オ) 以上によれば、本件記載⑨ないし⑧は、いずれも県政報告等事項に該当するか、県政報告等事項と一体となっていると認められ、これらの掲載部分の作成・配布は、広報広聴活動又は広報広聴活動と合理的関連性を有するものと評価できる。したがって、本件記載⑨ないし⑧の掲載部分の作成・配布による経費に政務活動費を支出することが許されるから、補助参加人松田が平成29年度の政務活動費から95%に相当する9325 万4246円を支出したことが違法であるとは認められない。

ウ これに対し、原告らは、本件記載②(ア)の挨拶文の内容は県政事項等報告に該当せず、同(イ)の写真や本件記載⑤ないし⑧は議員個人情報等に当たり、裏面の紙面の半分が議員の作った写真で、報告記事はごく一部にすぎないから、これらの掲載部分の作成・配布に係る費用について政務活動費を充てることは許されない旨主張する。しかしながら、議員個人情報等に当たるからといって直ちに当該掲載部分の作成・配布に係る経費について政務活動費を支出することが許されないことになるものではないことは前記1(2)ウに判示したとおりである。また、本件記載②(ア)の挨拶文が県発足150周年及び県政の課題を伝えるものとして県政報告等事項に該当し、本件記載②(イ)の写真が写真自体の分量は紙面の相当を占めていてもその大半が旧県庁舎の写真であって補助参加人松田の占める部分は小さいことは前上記イ(イ)に判示したとおりであるから、本件記載②が同補助参加人個人を宣伝し、周知するものと認めることはできない。したがって、原告らの上記主張を採用することはできない。

15 3 結論

以上によれば、原告らの請求は、被告に対し、補助参加人公明党県議団に対して35万5558円の返還請求及びこれに対するその請求の日の翌日から支払済みに至るまで年3分の割合による遅延損害金の支払請求をするよう求める限度で理由があるからこれを認容し、その余は理由がないからいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

20 神戸地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 小 池 明 善

裁判官 矢向孝子

裁判官 川上タイ

(別紙1)

当事者目録

兵庫県尼崎市

原 告

兵庫県西宮市

原 告

神戸市北区

原 告

兵庫県尼崎市

原 告

兵庫県尼崎市

原 告

原告ら訴訟代理人弁護士 中 北 龍 太 郎

神戸市中央区

被 告

兵庫県議会事務局長 小畠由起夫

同訴訟代理人弁護士

藤 原 正 廣

神戸市中央区

被 告補助参加人

兵庫県議会自由民主党議員団

(以下「補助参加人自民党県議団」という。)

同代表者幹事長

内 藤 兵 衛

兵庫県美方郡香美町

被 告補助参加人

上 田 良 介

(以下「補助参加人上田」という。)

兵庫県多可郡多可町

被 告補助参加人

内 藤 兵 衛

(以下「補助参加人内藤」という。)

上記 3 名訴訟代理人弁護士 石 丸 鐵 太 郎  
同 森 有 美  
同 藤 原 孝 洋  
同 中 尾 悅 子  
同 中 山 健 太 郎  
同 佐 藤 祥 德

神戸市中央区

被 告 補 助 參 加 人 兵庫県議会公明党・県民会議議員団  
同 代 表 者 幹 事 長 谷 井 熱

(以下「補助参加人公明党県議団」という。)

神戸市北区

被 告 補 助 參 加 人 芦 田 賀 津 美

(以下「補助参加人芦田」という。)

神戸市須磨区

被 告 補 助 參 加 人 島 山 清 史

(以下「補助参加人島山」という。)

兵庫県尼崎市

被 告 補 助 參 加 人 谷 井 熱

(以下「補助参加人谷井」という。)

神戸市兵庫区

被 告 補 助 參 加 人 松 田 一 成

(以下「補助参加人松田」という。)

上記 5 名訴訟代理人弁護士 尾 崎 幸 弘

同 浅 葉 律 子

(別紙2-1)

### 関係法令等の定め

#### 第1 地方自治法(法) (抜粋)

##### 第100条

5 1~13 (略)

14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

16 議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

17~20 (略)

第153条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任し、又はこれに臨時に代理させることができる。

2 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその管理に属する行政庁に委任することができる。

第2 兵庫県政務活動費の交付に関する条例(平成13年条例第30号。ただし、平成26年条例第33号による改正後のもの。以下「本件条例」という。)

甲8) (抜粋)

(趣旨)

25 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項までの規定に基づき、兵庫県議会議員(以下「議員」とい

う。) の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として、兵庫県議会の会派(所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。)に対し、政務活動費を交付することに関して必要な事項を定めるものとする。

(会派及び議員の責務)

- 5 第1条の2 会派及び議員は、政務活動費が議員の責務及び役割の遂行に必要な調査研究その他の活動に資するために交付されるものであることを踏まえ、当該交付の目的に沿って適正に政務活動費を使用するとともに、その使途を明確にすることにより県民に対する説明責任を果たさなければならない。
- 10 2 会派は、政務活動費の適正な使用を確保するため、その使用について当該会派に所属する議員を指導監督しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

- 15 第2条 政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、政策提言、研修、各種会議への参加、広報広聴、要請陳情、住民相談等地域の課題のみならず広く県政全般の課題とこれに対する県民の意思を的確に把握し、県政に反映させる活動その他の県民福祉の向上及び県勢の発展に必要な活動(以下「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

- 20 2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てができるものとする。

(政務活動費の交付対象)

- 25 第3条 県は、会派に対し、政務活動費を交付する。

(政務活動費の額等)

- 第4条 政務活動費の額は、月の初日に在職する議員1人につき月額450,000円とする。

2, 3 (略)

25 (収支報告書)

- 第9条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、次に掲げる事項を記載し

た当該年度の政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

(1) 会派名及び代表者氏名

5 (2) 交付を受けた政務活動費の総額

(3) 交付を受けた政務活動費に係る支出の総額並びに次に掲げる支出項目別の額及び当該項目ごとの主たる支出の内訳

ア 調査研究費

イ 研修費

10 ウ 会議費

エ 広報広聴費

オ 要請陳情等活動費

カ 資料作成費

キ 資料購入費

15 ク 事務所費

ケ 事務費

コ 人件費

(4) 交付を受けた政務活動費の総額から政務活動費に充てるべき支出の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額

20 2, 3 (略)

(政務活動費の返還)

## 第10条

1, 2 (略)

3 政務活動費の交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から政務活動費に充てるべき支出の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額を速やかに返還しなければならない。

4 知事は、前3項の規定の適用がある場合には、政務活動費の交付を受けた会派に対し、返還を命ぜることができる。

別表(第2条関係)

経費	内容
調査研究費	会派又は議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研修費	1 会派又は議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への議員及び会派又は議員が雇用する職員の参加に要する経費
会議費	1 会派又は議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員としての参加に要する経費
広報広聴費	会派又は議員が行う政務活動及び県政に関する政策等の広報広聴活動に要する経費
要請陳情等活動費	会派又は議員が行う要請陳情活動、住民相談等の政務活動に要する経費
資料作成費	会派又は議員が行う政務活動に必要な資料を作成するためには要する経費
資料購入費	会派又は議員が行う政務活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務所費	会派又は議員が行う政務活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	会派又は議員が行う政務活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	会派又は議員が行う政務活動を補助する職員を雇用する経費

第3 兵庫県議会基本条例（平成24年条例第26号。ただし、平成24年条

例第46号による改正後のもの。丙4、戊2）（抜粋）

（議会の役割）

第3条 議会は、前条の基本理念にのっとり、主に次に掲げる役割を担うも

のとする。

- (1) 議事機関として、議決により県の意思決定を行うこと。
- (2) 知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）の事務の執行について、監視及び評価を行うこと。
- (3) 県政の課題に関し、政策の立案及び提言を行うこと。
- (4) 意見書、決議等により、国等に意見表明を行うこと。
- (5) 議会活動で明らかとなった県政の課題、審議等の内容について、県民に説明を行うこと。

(議員の責務)

第9条 議員は、選挙により選出された県民の代表として、その負託にこえるため、地域の課題のみならず、広く県政全般の課題とこれに対する県民の意思を的確に把握し、議会の構成員として、議会活動を通じて県政に反映させる責務を有する。

(議員の役割)

第10条 議員は、前条の責務を果たすため、主に次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 本会議、委員会及び議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「会議等」という。）に出席し、審議、審査等を行うこと。
- (2) 県政の課題について、必要な情報収集、調査及び研究並びに政策の立案及び提言を行うこと。
- (3) 県民の意思を県政に反映させるため、これを的確に把握するとともに、県政の課題及び実情について県民に説明を行うこと。

第4 兵庫県財務規則（昭和39年規則第31号。以下「財務規則」という。）

丙1) (抜粋)

(定義)

第2条 この規則においては、法及び政令に規定する財務に関する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 部局 部制条例（昭和38年兵庫県条例第68号）第1条に規定する部及び出納局（以下これらを「部」という。）並びに教育委員会事務局、警察本部、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局及び議会事務局（以下これらを「事務局」という。）をいう。

(2) (略)

(3) 部局長 部の部長（出納局にあっては、出納局長とする。以下これらを「部長」という。）並びに教育長、警察本部長、監査委員事務局長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長及び議会事務局長の職にある職員（以下これらを「局長」という。）をいう。

(4)～(11) (略)

(知事の権限の委任)

第4条 知事は、法令に定めのあるもののほか、局長及びかい長に対して、当該事務局又はかいで所掌する事務に係る次に掲げる事務を委任する。

(1)～(5) (略)

(6) 債権の管理（訴訟手続に係るものを除く。）をすること。

(7) (略)

2, 3 (略)

(別紙2-2)

## 本件手引等の定め

### 第1 本件手引（抜粋）

#### II 使途基準

##### 1 政務活動費を充てることができる経費の範囲

政務活動費の交付を受けた会派は、〔本件〕条例別表に定める政務活動に要する経費に充てができる。この手引は、その具体的な運用に当たっての留意事項について説明するもの。（条例2条、別表）

（別表略）

##### 2 充當の基本原則（考え方）

###### （1）案分による支出（原則）

会派及び議員は専ら政務活動費に係る所要額のみを計上（それ以外の活動に要した経費は除外）しなければならないが、会派や議員の活動は多面的であり；政務活動とそれ以外の活動（議会公務・政党・選挙・後援会・私事）とが混在しているケースがほとんどである。

このため、全体の額を案分して政務活動費の額を算出せざるを得ないことから、原則として全ての政務活動費に共通案分率を適用することとする。

###### 【共通案分率による充當】

「政務活動に該当しない活動に要した経費」は、あらかじめ会派・議員において除外した上で、次の共通案分率を適用すること（政務活動に該当しない活動：私事、政党活動、選挙活動、後援会活動等）。

ア 政務活動及びそれ以外の議員活動が混在する場合

政務活動	1 / 2	それ以外の議員活動	1 / 2
------	-------	-----------	-------

イ 政務活動、それ以外の議員活動（※）及び私的活動が混在する場合

政務活動	それ以外の議員活動	私的活動
1 / 4	1 / 4	1 / 2

※「それ以外の議員活動」とは、政党活動、後援会活動、選挙活動をいう。

## (2) 実費支出（例外）

共通案分率ではなく、個別の案分率を採用する場合には、会派又は議員の責任において、個別の案分率の正当性を客観的に説明できるようしなければならず、具体的には、明確な根拠を文書で示す場合のみ、共通案分率を超える充当を可とする（例：県政報告紙等の面積案分）。

ただし、実態の方が共通案分率よりも低いことが明らかな場合には、実態による充当としなければならない。

## (3) （略）

## 4 各支出項目の解説

10 政務活動費から支出できる範囲や額についての個別の取扱は下記のとおり。

### (1)～(3) （略）

### (4) 広報広聴費

使途項目	広報広聴費
内 容 趣 旨	政務活動及び県政に関する政策等の広報広聴活動に要する経費 (広報紙・報告書等印刷費、委託料、送料、交通費 等)
具 体 的 な 経 費 の 例 示	<ul style="list-style-type: none"><li>・県政報告紙等印刷費及び郵送料</li><li>・ホームページ開設・維持費</li><li>・広報紙やホームページ等の作成委託費</li><li>・街頭県政広報活動経費</li><li>・広報紙やホームページ等を活用し幅広く県民等から意見を聴取する経費</li></ul>
支 出 に 適 さ ない 経 費 の 例 示	<ul style="list-style-type: none"><li>・政党活動、選挙活動、後援会活動に係る経費（政党ポスター・パンフレット印刷 等）</li></ul>
解 説	
I 県政報告紙、ホームページ	
〔留意事項〕	
① 県政報告紙やホームページに、政党や後援会活動に関する記事	

等が併せて掲載されている場合は、共通案分率適用の原則の例外として、県政報告紙の紙面全体に占める政務活動に係る記事の面積比率等により経費を案分して、政務活動費を充当することができる場合がある。

従って、次に掲げる政務活動に資さない事項については、面積比率等により経費を案分して除外する。

ア 後援会や選挙活動に係る記載

イ 政党活動に係る記載（政党での役職名を含む）

ウ 県政報告紙上に記載された、政務活動以外の内容に関する記述があるホームページアドレス

エ ホームページ上の政党ホームページへのリンク

② (略)

③ (略)

④ 後援会名義での県政報告の発行や封筒の印刷には充当できない。(以下略)

⑤ 選挙運動のために行うホームページの作成・更新等に要する経費、選挙後の当該選挙運動部分の削除等に要する経費に対する政務活動費の充当は認められない。

(5)ないし(10) (略)

20

## 5 政務活動費が充当できない事例（例示）

政務活動費は、政務活動に要する経費に充当するべきもので、それ以外の活動に要する経費には充当できない。以下に政務活動費を充当できない経費の具体例を掲げるので、十分に留意すること。

25

なお、ここに示す例はあくまで例示にすぎないので、政務活動費の執行上の原則（3ページ）等を踏まえ、適切な充当に留意すること。

(1)～(3) (略)

(4) 私的活動費への支出

例：・慶弔餞別費等（慶弔電報、病気見舞い・香典・祝金・餞別・寸志・中元・歳暮等、年賀状・暑中見舞状の購入又は印刷等の経費等）

5 (以下略)

(5), (6) (略)

V 会派における政務活動費支出事務処理要領（以下「本件要領」という。）

(所属議員の交付要求)

第3条 会派の所属議員は、毎月の政務活動に要した経費の支出額を月別支出報告書（様式第2号）にとりまとめ、会派が指定する日までに会派の政務活動費経理責任者（以下「経理責任者」という。）に提出し、政務活動費の交付を請求する。

2 (略)

(所属議員への交付手続き)

第4条 会派の経理責任者及び代表者は、所属議員から前条の月別支出報告書の提出があったときは、政務活動費の手引きに定める支出基準に基づき厳正な審査を行い、必要に応じて当該所属議員に対し指導を行うとともに、その内容が適当であると認めたときは、議会事務局へ当該報告書を提出する。

2 議会事務局は、会派から提出のあった所属議員に係る月別支出報告書の内容を確認し、必要に応じて当該会派の経理責任者及び代表者に対し、助言又は指導を行う。

3 会派の経理責任者及び代表者は、前項に規定する議会事務局の助言又は指導の内容を十分に踏まえ、所属議員への政務活動費の交付額を決定し、速やかに当該所属議員に対して交付する。

25 (所属議員の収支報告)

第5条 政務活動費の交付を受けた所属議員は、当該年度の政務活動費に係

る収支報告書（所属議員分）（様式第3号）を、翌年度の会派が指定する日までに、会派の経理責任者に提出しなければならない。

2 会派の経理責任者及び代表者は、所属議員から前項に規定する収支報告書（所属議員分）の提出があったときは、その内容を確認した上で、〔本件〕条例9条の収支報告書に添付して議長に提出するものとする。

## 第2 本件通知（抜粋）

県政報告紙を発行し、議会活動、政務活動や県政に関する政策等を県民に知らせることは、県政に対する県民の意思を的確に収集、把握するために、非常に意義を有する活動であり、政務活動費をより有効活用し、今後さらに充実を図り、県民の声を盛り込んだ政策の立案や提言につなげていくことが求められている。

一方、他の地方議会において、広報紙の発行において不正が行われ、政務活動費のあり方が厳しく問われており、このことで政務活動費の活用の妨げとなることが懸念される。

そこで、適正かつ積極的に広報広聴活動が実施されるよう、県政報告紙を発行するうえでの留意事項をとりまとめた。

### 1 政務活動に資する記事

議会活動、政務活動及び県政に関すること等について、県民に報告しPRするための記事には、政務活動費を支出することができるが、それ以外の活動（政党・選挙・後援会・私事）を報告するための記事には政務活動費を支出できないので、留意願います。

#### 【政務活動に関する記事（例示）】

① 県会・委員会活動の報告（本会議・委員会の議事録、管内、管外調査の結果等）

② 県内・外調査等の実施状況や調査研究結果の報告

- ③ 会派や議員の政策と実績
- ④ 県政に関する報告、PR（政策・施策・事業、予算・決算、財政状況、条例等）
- ⑤ 県民から意見を募るための記事や会派・議員の連絡先等
- ⑥ 議員の写真、プロフィール（ただし、比較的大きい顔写真、過度のプロフィールなど議員の宣伝的側面が強い場合は対象外）

参考：東京高裁判決（平成22年11月5日）

議員の顔写真の大きさは、縦横それぞれが紙面全長の5分の1程度、氏名については通常の題字の大きさと同程度であって、宣伝活動の側面が読者に訴える力は、市政報告の側面より明らかに弱く、議員本人の同一性確保の目的が強いということができる。したがって、その印刷や発送に要する費用の全額に、政務調査費を充てることができる。

2ないし9（略）

表

議員	掲載広報紙	紙面の総面積	支出額(概算)	各補助参加人		原告ら	
				政務活動費 支出額	率		
(1) (自) 補助参加人上田	「年末所感」と題する平成29年1月23日付け広報紙(葉書、本件広報紙①、戊5)	-	-	30,520円	27,468円	90.00%	0円
番号	記載内容	長さ(cm)	幅(cm)	面積(cm) 紙面に占める割合	政務活動費の対象とならない理由	原告らの主張	各補助参加への主張
	全て上半分 (7)9枚の本人活動写真				(j) 全体として美方郡における1年間の施政状況を工夫を凝らしつつ回顧するものであり、県民に対する効果的な広報が必要であり、方法も社会的相違性がある。これからの写真是、兵庫県議会議員として参加した地域の文化事業や地域経済の関心事に関するものであり、県民に対し、美方郡における平成29年の施政状況を報告する目的で撮影したものである。	県政との関わり	
	(a) 「2月 全日本音上綱引大会」と題する写真(右列・上段)				(a) 県議会議員の立場で来賓として出席し、地元の強い要望のあったラジオ受信局(議選委員)・文教常任委員として開催された様子を発信するものである。		
	(b) 「3月 ラジオ難聴対策事業」と題する写真(右列・中段)				(b) 県議会議員の立場で来賓として出席し、兵庫県監査委員(議選委員)として開局があり、同中継局が設置されたことを伝えるものである。		
	(c) 「5月 濑川稲荷大祭」と題する写真(右列・下段)				(c) 県議会議員の立場で来賓として出席し、兵庫県が芸術文化振興事業に指定する同行事に協力するとともに地域活性化を支援した。兵庫県監査委員(議選委員)・文教常任委員として開局があり、瀬川稲荷神社で祭事が開催された様子を伝えるものである。		
	(d) 「9月 但馬牧場公園「牛まつり」と題する写真(中列・上段)				(d) 県議会議員の立場で来賓として出席し、地域活性化を支援した。警察常任委員会委員(神戸ピーフ)と連盟事務局次長として開局があり、地元の産業資源である但馬牛(神戸ピーフ)に関する情報を発信するものである。		
	(e) 「9月 道の駅「浜坂の郷」完成」と題する写真(中列・中段)				(e) 県議会議員の立場で来賓として出席し、地元の強い要望のあった山陰近畿自動車道沿線区間の道の駅の設置に立ち会った。警察常任委員として開局があり、同施設の完成を伝えるものである。		
	(f) 「9月 美方郡消防講法大会」と題する写真(中列・下段)				(f) 県議会議員の立場で来賓として出席し、地域防災団の向上に努める地元消防団の活動を奨励し、その更なる発展を要請した。警察常任委員として開局があり、防災、減災という地域の関心事について、地元消防団の向上に努める地元消防団の活動状況を伝えるものである。		
	(g) 「県議会議員及び畜産振興議員連盟議員連絡局次長の立場で来賓として出席し、但馬牛の畜産農家を奨励するとともに、地域産業の更なる発展を支援した。警察常任委員として開局があり、美方郡産の但馬牛を守り育てる畜産農家を奨励し、地域産業の更なる発展に向けて取り組む様子を伝えるものである。						
	(h) 「10月 余部クリスマル・タワー完成」と題する写真(左列・上段)				(h) 県議会議員の立場で来賓として出席し、「余部クリスマル・タワー」の完成に立ち会った。警察常任委員として開局があり、同施設の完成を伝えるものである。		
	(i) 「11月 浜坂道路完成」と題する写真(左列・下段)				(i) 県議会議員の立場で来賓として出席し、地元の強い要望のあった高速道路の浜坂道路区間の完成に立ち会った。警察常任委員として開局があり、同施設の開通を伝えるものである。		

議員	掲載広報紙	紙面の総面積 (cm <sup>2</sup> )	支払額 (税込) (概算)	各補助参加人		原告			
				政務活動費 支払額	案分率		政務活動費 非務當部分	妥当な支出額	返還請求額
下半分 (イ) 挨拶文（冒頭・結び）, (ウ) 所感、 名前、名				(イ) 挨拶文の内容は県政の課題を解決し、又は市民の意見を県政に反映させた他の市民の福祉の増進を図るために必要な活動を紹介したものではない。	(イ) 広報紙の作成・発行に伴う社会的懾りの範囲内にある。県民に対する報告内容である。(ウ) 本題に相当する部分である。隠された範囲の中で県民に対する懾りの範囲内にある。県民に対する報告内容である。				
				(ウ) 具体的な政策はどちら記載されておらず、具体的な政策をわかりやすく記載したりやさしく約束するものではない。兵庫県を取り巻く政治的課題がわかりやすいわけでもない。抽象的で社会的懶りの範囲内にある。(ア) 情報発信者との懇親の関係を示すものとして社会的相当性の範囲内にある。(イ) の写真と相俟つて、特に署名の写真と組合せて社会的懶りの範囲内にある。(ウ) の写真と組合せて社会的懶りの範囲内にある。(ア) 情報発信者を特定する上に必要であり、記載方法も社会的相当性の範囲内にある。					
(2) (自) 補助参加人内臓	「県政NEWS NO.31 201 8. 1」(本件広報紙②, 甲2)	1,000,16cm <sup>2</sup>	352,512円	334,886円	95.00%		557,78cm <sup>2</sup>	44.23%	155,916円
番号	記載内容	長さ(cm)	幅(cm)	面積(cm <sup>2</sup> )	紙面に占める割合	原告らの主張	各補助参加人の主張	県政との関わり	
1頁 全て						(ア) まさに議員個人情報等に該当する。議員個人を宣伝し、周知させるにすぎない。			
② 上半分 (ア) 挨拶文、同議員の座右の銘を冠した表題、写真、(イ) 挨拶文	26.6	18.8	500.08	50.00%		(イ) 挨拶文の内容は県政の課題を解決し、又は市民の意見を県政に反映させた他の市民の福祉の増進を図るために必要な活動を紹介したものでは到底いえない。特に議員活動への支援に力を入れた部分、政治家の使命を語った部分等は議員個人情報等に該当することが明白である。			
下半分 (ウ) 首長等の挨拶文、応援メッセージ						(ウ) 首長2名の挨拶文は補助参加人内藤と連携していることを強調する側面が強い。「内藤県議会議員と連絡を密々」と連携を図り、「内藤県議のお力添えを図る」に核心があり、しまさに選挙運動の一環にはかならない。			
③ 2頁 本人活動写真（「井戸戸知事に決算報告書を提出」と題する写真）	3.1	2.6	8.06	0.81%		全て議員個人情報等に当たる。			
④ 2頁 催された建設常任委員会写真（「加古川市で出張開催された建設常任委員会」と題する写真）	2.2	5.0	11.00	1.10%					
⑤ 2頁 プロフィール、連絡先	2.3	16.8	38.64	3.86%		議員個人情報等に当たる。表面の写真とともにプロフィールが大きく記載されているなど読者の目を引きやすい位置に掲載されている。			
合計	557.78	55.77%				情報発信者の特定、県民に対する効果的な広報又は県民からの意見や要望の聴取にとても必要なものである。			

番号	議員	掲載広報紙	紙面の総面積 (概算)	支出額 (概算)	各補助参加人		原告ら 原状へ 返還請求額		
					政務活動費 支支出額	率分率			
(3) (公) 補助参加人芦田	「あしたが加津美」ニュース（葉書、 本件広報紙③、甲3）	253.97cm <sup>2</sup>	975,552円	926,773円	95.00%	134.93cm <sup>2</sup>	46.87%	457,241円	469,532円
	原告らが問題とする部分	原告らの主張	原告らが主張する理由	各補助参加人の主張	県政との関わり				
⑥ 宛名面	ア族権文、(イ)名前、(ウ)写真、(エ)連絡	7.2	10.9	78.48	30.90%	文字を記載できるスペースの半分が補助参加人芦田の上半身の写真と大きく記載された氏名、残りは一般的な挨拶文にすぎず、單なる自己宣伝である。	(ア) 県民の興味を引くよう紙面にするための創意工夫の範囲内。県政150周年を迎えた兵庫県において、次の新たな時代を見据え、女性をはじめ多様な人材が活躍する社会へと一端を申し述べている。報告に付随して一部とならないような記述は見当たらぬ。		
⑦ 裏面	本人活動写真（「武庫川水系武庫川河川災害復旧工事推進（北区道場町生野）」と題する写真）	2.4	4.5	10.80	4.25%	裏面の写真は全て議員個人情報等に当たり、議員個人を宣伝し、周知させるものにすぎない。	(ア) 横浜市は県政の課題を解決し、又は市民の意見を県政に反映させる活動その他の市民の福祉の増進を図るために必要な活動を紹介したものとは到底いえない。		
⑧ 裏面	本人活動写真（「脳脊髄液減少症子ども支援チームとの懇談会」と題する写真）	2.4	4.5	10.80	4.25%	裏面の写真は全て議員個人情報等に当たり、議員個人を宣伝し、周知させるものにすぎない。	(ア) いずれも県民の意見や要望等の連絡先・受付先を明示するものであって、広報活動が完了した記載とはいえず、広報の性質に反しない。		
⑨ 裏面	本人活動写真（「道路交通の安全対策としてガードレール、ドット線、反射テープ等設置推進（長田笑谷線）」と題する写真）	2.4	4.5	10.80	4.25%	付近に大原中学校の生徒が通学する歩道もある長田笑谷線（神戸市北区大原）の道路で、往来等の交通安全対策としてガードレール等の設置や標識などの要望を受け、現場視察をし、関係者等（相談者）と現地確認をしている様子を撮影したものである。	(ア) 顕著する豪雨災害に遭遇した場所を撮影したものである。県本会議一般質問、兵庫県神戸土木事務所に参加し、職員等と共に専門家（外科医）の意見や要望を受ける講演会に参加したものである。		
⑩ 裏面	本人活動写真（「県立桔子園子線医療センター開設推進（長田笑谷線）」と題する写真）	2.4	4.5	10.80	4.25%	県立桔子園子線医療センターを開設している場面等である。県議会視察している様子を撮影したものである。	(ア) 县立桔子園子線医療センター附属神戸陽子線治療院等についての保険適用をはじめ同治療施設の整備を進めることで、小児がん患者にやさしい陽子線治療等の検討が重ねられ、関係者の努力により県立こども病院隣接地に整備されることになったことの報告である。		
⑪ 裏面	会派申入れ写真（「平成30年度兵庫県当初予算編成に対する知事への申し入れで、年間かけて積み上げてきました。兵庫県政全体にわたる政策課題等を取り組んでおりました」と題する写真）	2.5	5.3	13.25	5.22%	平成30年度兵庫県当初予算編成に対する知事への申し入れで、年間かけて積み上げてきました。兵庫県政全体にわたる政策課題等を取り組んでおりました」と題する写真を撮影したものである。	(ア) 詳細な内容を記載する申入れで、年間かけて積み上げてきました。兵庫県政全体にわたる政策課題等を取り組んでおりました」と題する写真を撮影したものである。		
	合計	134.93	53.13%	0	原告らが主張する公費支出できない割合				
(4) (公) 補助参加人島山	「しまり清史県政報告7月号2017」（本件広報紙④、甲4）	4,212.00cm <sup>2</sup>	1,307,381円	1,307,381円	100%	568.00cm <sup>2</sup>	86.51%	1,131,015円	176,366円
	原告らが問題とする部分	原告らの主張	原告らが主張する理由	各補助参加人の主張	県政との関わり				
⑫ 1頁	氏名、素顔、本人の質問写真（「平成29年度予算案を審査しました」と題する写真）	17.0	19.5	331.50	7.87%	紙面に占める割合	広報紙のデザインなどは専門業者に委託し、県民に分かりやすく見やすいデザインにならっており、特に工夫してもらっている。榜題から文字が読みづらく、写真や絵柄で分かりやすくてほしいとの声が寄せられていることから、全体のバランスの中で1面の写真を大きくしたものである。	(ア) 平成29年度当初予算の審議において、予算特別委員として参加している場面を撮影したものであり、議会活動の写真である。	
⑬ 1頁	本人写真（「警察常任委員会 委員長 就任(H29.6)」と題する写真）	5.7	8.4	47.88	1.14%	2枚の写真及び氏名はいずれも極めて大きく個人宣伝の要素が強調されるものである。	(ア) 平成29年度の警察常任委員会の委員長に就任し、副委員長と共に1年間の重点取組などを報告したものであり、議会活動の写真である。		

議員	掲載広報紙	紙面の総面積	支出額 (概算)	各補助参加人		原告ら 訴訟請求額	
				政務活動費 支出手額	率分率	政務活動 非該当部分	妥当な支出手額
⑩ 本人活動写真（「保育園近くの市道に横断歩道を設置」(H29.3)」の記事に係る写真）	5.8	8.7	50.46	1.20%			
⑪ 本人活動写真（「重症心身障がい児の通うディサービス施設で（須磨区）」と題する写真）	6.4	9.4	60.16	1.43%			
⑫ 8頁 氏名、連絡先	4.0	19.5	78.00	1.88%			
	合計	568.00	13.49% (原告らが主張する公費支出できない割合)				
(5) (公) 補助参加人谷井							
	「谷井いさお県政レポート平成29年夏季号」(葉書、本件広報紙⑤、甲5)	204.25cm <sup>2</sup>	623,775円	623,775円	100%	93.10cm <sup>2</sup>	54.42% 339,458円
	原告らが問題とする部分			原告らの主張			各補助参加への主張
番号	記載内容	長さ(cm)	幅(cm)	面積(cm <sup>2</sup> )	紙面に占める割合	政務活動費の対象とならない理由	県政との関わり
① 完名面	ア族摺文、(イ)本人写真、(ウ)連絡先	7.3	9.5	69.35	33.95%	宛名面は一般的な挨拶と議員の上半身の写真と氏名が記載されているのは異常にどまり、1面が挨拶文と写真とで埋められているのは異常としかいよいよがない。	県政レポートのデザインなどは専門業者に委託し、県民に分かりやすく見やすいデザインになるよう写真や図式などを使用することにより、県民に理解してもらえるよう工夫してもらっている。
② 裏面	表題（「平成29年夏季号 寒現力一審！元気いっぱい尼崎を」谷井いさお県政レポート）、(イ)氏名、連絡先	2.5	9.5	23.75	11.63%	(ア)議員座長として美顔をあけた点に力点があり、まさに議員個人情報等に当たる。	(ア)県政報告と接觸している。報告に付随して一体となつてないような記述は工具化されただことなどを記載しても、県政報告と独立した記載とはいえない、広報の性質に反しない。
	合計	93.10	45.58% (原告らが主張する公費支出できない割合)				
(6) (公) 補助参加人谷井							
	「谷井いさお県政レポート平成30年新年号」(葉書、本件広報紙⑥、甲6)	200.45cm <sup>2</sup>	632,311円	632,311円	100%	101.41cm <sup>2</sup>	49.41% 312,424円
	原告らが問題とする部分			原告らの主張			各補助参加人の主張
番号	記載内容	長さ(cm)	幅(cm)	面積(cm <sup>2</sup> )	紙面に占める割合	政務活動費の対象とならない理由	県政との関わり
③ 完名面	ア族摺文、(イ)本人写真	6.9	9.5	65.55	32.70%	宛名面は一般的な挨拶と裏面の上半身の写真と氏名が記載されているのは異常にどまり、1面が挨拶文と写真とで埋められているのは異常としかいよいよがない。	(ア)県政150周年を迎える活字化を目指す旨を県民に報告したものである。
	合計	93.10	45.58% (原告らが主張する公費支出できない割合)				

番号	議員	掲載広報紙	紙面の総面積 (概算)	支出額 (概算)	各補助参加人		原告ら			
					政務活動費 支出額	案分率		非該当部分	妥当な率分率	妥当な支出額
②	裏面 表題（「平成30年新年号 寒風力一 番！元気いっぱいな尼崎を 谷井いさお 県 政レポート」、連絡先）	2.5	9.5	23.75	11.85%	大書きされた氏名や事務所表示は議員個人情報等に当たる。改め て議員の名前を大きく掲載し、活動報告とともに本人の写真を掲 載しているが、これらも繰り返しの宣伝である。	⑦と同様、情報発信者が誰であるかをわかりやすく伝えるための記載である。県政レ ポートの表題として通常から谷井いさおが一歩一歩として実行している。署名を工夫するこ とで差別化を図る。裏面に氏名をいれるところも、裏面に差別化を図る。署名を工夫するこ とで差別化を図る。署名を工夫するこ とで差別化を図る。 （議員からの是榮）もいざれも読みやすくて親切なための工夫の範囲内であり、個人の宣伝 を目的にしたものではない。	原告ら		
①	本人活動写真（「風を切る喜びと感動を再び 味わえた」と参加者」と題する写真）	2.7	2.1	5.67	2.83%	議員個人情報等に当たる。NP0法人イベントの紹介であり、同記事 は、地盤主催のお祭りの記事であり、県の事業報告でもなく、県 政報告とはいえない。	情報発信者であってもサイクリングを楽しめる環境の整備に関連し、タンデム自転車を 一般公道でも走行可能とすることをを望んでいたNP0法人兵庫県障害者タンデムサイク リング協会の20周年大会に出席して撮影を行き、参加者から要望・意見を聞 いている場面を撮影したものである。	原告ら		
②	本人活動写真（「『県政150周年の来年、 尼崎城再建に期待』と接觸する井戸知事」と 題する写真）	2.3	2.8	6.44	3.21%	議員個人情報等に当たる。	伝統文化である尼崎市の祭地だんじり山合わせを兵庫県知事と共に調査研究を兼ねて祝 場面に行き、山合わせを同知事、尼崎市長、衆議院議員らと共に来賓席から祝祭している	原告ら		
		合計	101.41	50.59%	（原告らが主張する公費支出できない割合）					
(7)	(公) 補助参加人松田	「いっせいの県政サポート通信V. 1.75」（業書、本件広報紙⑦、 甲7）	1.1	1.9	2.09	1.00%	原告らの主張 政務活動費の対象とならない理由 紙面に占める割合	各補助参加人の主張 県政との関わり		
原告らが問題とする部分										
②	宛名面 表題（「料金別納郵便」の記載の下 部に記載された「いっせいの県政サポート通 信V。1.75」の記載）	7.5	9.6	72.00	34.38%	本文広報紙⑦の裏面の記載可能面積の半分は、一般的な挨拶 文、残りの半分近くが補助参加人公田の上半身の写真と議員名で あり、料金別納郵便の下の部分にも「いっせいの県政サポート通 信」と記載して、名前の隠り返しの掲載をしている。	県政報告の表題は通常から「いっせいの県政サポート通信」である。デザインとスペー スを有効に考えたものである。	ア) 表題は本来なら住所氏名のみであるが、限られたスペースを有効活用して挨拶文を 配置したものである。各団体、企業、地域の役員等様々に先に送付しているため、挨拶 文を配置することは常識である。	多くの県民に県政を理解してもらうため、情報発信者が分かるように写真を貼付し たものである。	自転車開連の交通事故を減らすための施策として、県下一斉の取締日を展開するよう平 成27年度決算特別委員会で質問したところ、その後、毎月8日が兵庫県下一斉の自転 車集中取締日に決定し県警前の電光掲示板に告知がされたことを受け、兵庫県警察の職 員から掲示に対する説明を聞いているところを撮影したものである。
②	宛名面 フラ格捺文、(1)本人写真	4.6	6.0	27.60	13.18%	ア) 接触文の内容は県政の課題を解決し、又は市民の意見を県政 に反映させる活動その他の市民の福祉の増進等を図るために必要な活 動を紹介したものとは到底いえない。 (イ) 議員個人情報等に当たる。	原告らの主張 政務活動費の対象とならない理由 紙面に占める割合	ア) 表題は本来なら住所氏名のみであるが、限られたスペースを有効活用して挨拶文を 配置したものである。各団体、企業、地域の役員等様々に先に送付しているため、挨拶 文を配置することは常識である。	多くの県民に県政を理解してもらうため、情報発信者が分かるように写真を貼付し たものである。	阪神高速湾岸線西伸部が神戸の経済発展のために必要な重要路線であることを第3.4 1回定期会一般質問ほか数回にわたって質問しているところ、現在建設中のものについ てハーネルを使って県政報告したものである。
④	裏面 本人活動写真（「自転車取り締まり日を 告知する写真」）と題する写真	3.2	3.7	11.84	5.65%	写真や事務所の表示は議員個人情報を等に当たる。しかも裏面の紙 面の半分が議員が書いた写真にさかれており、報告記事はごく一 部にすぎない。	原告らの主張 政務活動費の対象とならない理由 紙面に占める割合	ア) 表題は本来なら住所氏名のみであるが、限られたスペースを有効活用して挨拶文を 配置したものである。各団体、企業、地域の役員等様々に先に送付しているため、挨拶 文を配置することは常識である。	多くの県民に県政を理解してもらうため、情報発信者が分かるように写真を貼付し たものである。	阪神高速湾岸線西伸部が神戸の経済発展のために必要な重要路線であることを神戸市 内の各種団体、企業、地域住民に対し説明している場面を撮影したものである。
⑤	裏面 本人活動写真（「阪神高速湾岸西伸部 P.Rハネルを使って県政報告」と題する写 真（本人大写し分））	2.9	5.9	17.11	8.17%	写真や事務所の表示は議員個人情報を等に当たる。しかも裏面の紙 面の半分が議員が書いた写真にさかれており、報告記事はごく一 部にすぎない。	原告らの主張 政務活動費の対象とならない理由 紙面に占める割合	ア) 表題は本来なら住所氏名のみであるが、限られたスペースを有効活用して挨拶文を 配置したものである。各団体、企業、地域の役員等様々に先に送付しているため、挨拶 文を配置することは常識である。	多くの県民に県政を理解してもらうため、情報発信者が分かるように写真を貼付し たものである。	阪神高速湾岸線西伸部が神戸の経済発展のために必要な重要路線であることを神戸市 内の各種団体、企業、地域住民に対し説明している場面を撮影したものである。
⑥	裏面 本人活動写真（「阪神高速 （金場後部か、撮影分）」）	1.9	9.5	18.05	8.62%	写真や事務所の表示は議員個人情報を等に当たる。しかも裏面の紙 面の半分が議員が書いた写真にさかれており、報告記事はごく一 部にすぎない。	原告らの主張 政務活動費の対象とならない理由 紙面に占める割合	ア) 表題は本来なら住所氏名のみであるが、限られたスペースを有効活用して挨拶文を 配置したものである。各団体、企業、地域の役員等様々に先に送付しているため、挨拶 文を配置することは常識である。	多くの県民に県政を理解してもらうため、情報発信者が分かるように写真を貼付し たものである。	阪神高速湾岸線西伸部が神戸の経済発展のために必要な重要路線であることを神戸市 内の各種団体、企業、地域住民に対し説明している場面を撮影したものである。
		合計	148.69	70.99%	（原告らが主張する公費支出できない割合）					
請求の相手方				支出合計 (概算)	政務活動費支出額合計	請求の趣旨				
兵庫県議会自由民主党議員団 ((1)+(2))				388,032円	362,354円	返還請求額				
兵庫県議会公明党・県民会議議員団 ((3)+(4)+(5)+(6)+(7))				4,522,437円	4,424,486円		155,916円	2,525,427円	206,438円	1,899,059円

これは正本である。

令和3年4月22日

神戸地方裁判所第2民事部

裁判所書記官 平山永義

